

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成19年5月21日
(第45期)	至	平成20年5月20日

アスクル株式会社

(E03363)

目次

頁

第45期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	6
4	【関係会社の状況】	8
5	【従業員の状況】	8
第2	【事業の状況】	9
1	【業績等の概要】	9
2	【仕入および販売の状況】	10
3	【対処すべき課題】	12
4	【事業等のリスク】	13
5	【経営上の重要な契約等】	16
6	【研究開発活動】	16
7	【財政状態および経営成績の分析】	17
第3	【設備の状況】	19
1	【設備投資等の概要】	19
2	【主要な設備の状況】	19
3	【設備の新設、除却等の計画】	20
第4	【提出会社の状況】	21
1	【株式等の状況】	21
2	【自己株式の取得等の状況】	46
3	【配当政策】	47
4	【株価の推移】	47
5	【役員の状況】	48
6	【コーポレート・ガバナンスの状況】	50
第5	【経理の状況】	55
1	【連結財務諸表等】	56
2	【財務諸表等】	86
第6	【提出会社の株式事務の概要】	109
第7	【提出会社の参考情報】	110
1	【提出会社の親会社等の情報】	110
2	【その他の参考情報】	110
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	111

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月6日
【事業年度】	第45期（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩田 彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区辰巳三丁目10番1号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	取締役 今村 俊郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決算年月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月
売上高 (百万円)	127,772	144,600	161,694	176,254	189,686
経常利益 (百万円)	6,528	7,735	8,780	8,404	9,810
当期純利益 (百万円)	3,330	4,305	4,469	4,345	4,987
純資産額 (百万円)	17,553	21,711	25,944	27,291	31,772
総資産額 (百万円)	47,239	52,801	63,642	66,987	73,963
1株当たり純資産額 (円)	810.88	995.82	594.99	641.28	743.23
1株当たり当期純利益 (円)	150.50	193.56	102.78	101.77	117.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	148.22	191.41	101.98	101.56	117.18
自己資本比率 (%)	37.2	41.1	40.8	40.6	42.7
自己資本利益率 (%)	20.9	21.9	18.8	16.3	17.0
株価収益率 (倍)	42.19	30.53	29.19	17.42	18.80
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,110	2,594	9,774	6,205	7,660
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,424	△3,582	△3,603	△7,189	△4,153
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△115	△44	△116	△3,066	△618
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	15,756	14,723	20,779	16,725	19,594
従業員数 (人)	250	278	347	382	498
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(-)	(-)	(-)	(107)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成17年度の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3 平成17年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成16年 5 月	平成17年 5 月	平成18年 5 月	平成19年 5 月	平成20年 5 月
売上高 (百万円)	127, 772	144, 600	161, 079	175, 704	189, 097
経常利益 (百万円)	6, 550	7, 729	8, 746	8, 455	9, 985
当期純利益 (百万円)	3, 352	4, 295	4, 504	4, 448	5, 029
資本金 (百万円)	3, 173	3, 314	3, 473	3, 504	3, 535
発行済株式総数 (千株)	21, 521	21, 682	43, 605	43, 650	43, 689
純資産額 (百万円)	17, 583	21, 731	25, 999	27, 452	31, 990
総資産額 (百万円)	47, 271	52, 798	63, 630	67, 116	74, 136
1株当たり純資産額 (円)	812. 28	996. 75	596. 25	645. 07	748. 36
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	15. 00 (—)	20. 00 (—)	11. 00 (—)	16. 00 (—)	20. 00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	151. 55	193. 10	103. 57	104. 18	118. 42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	149. 26	190. 95	102. 77	103. 95	118. 16
自己資本比率 (%)	37. 2	41. 2	40. 9	40. 8	42. 9
自己資本利益率 (%)	21. 0	21. 9	18. 9	16. 7	17. 0
株価収益率 (倍)	41. 90	30. 61	28. 97	17. 02	18. 66
配当性向 (%)	9. 9	10. 4	10. 6	15. 4	16. 9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	248 (1)	277 (—)	345 (—)	372 (—)	441 (107)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 平成17年11月20日をもって、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期の1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

3 第41期の1株当たり配当額は、東京証券取引所市場一部上場記念配当10円を含んでおります。

4 第44期の1株当たり配当額は、アスクル事業継承10周年記念配当5円を含んでおります。

5 第43期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

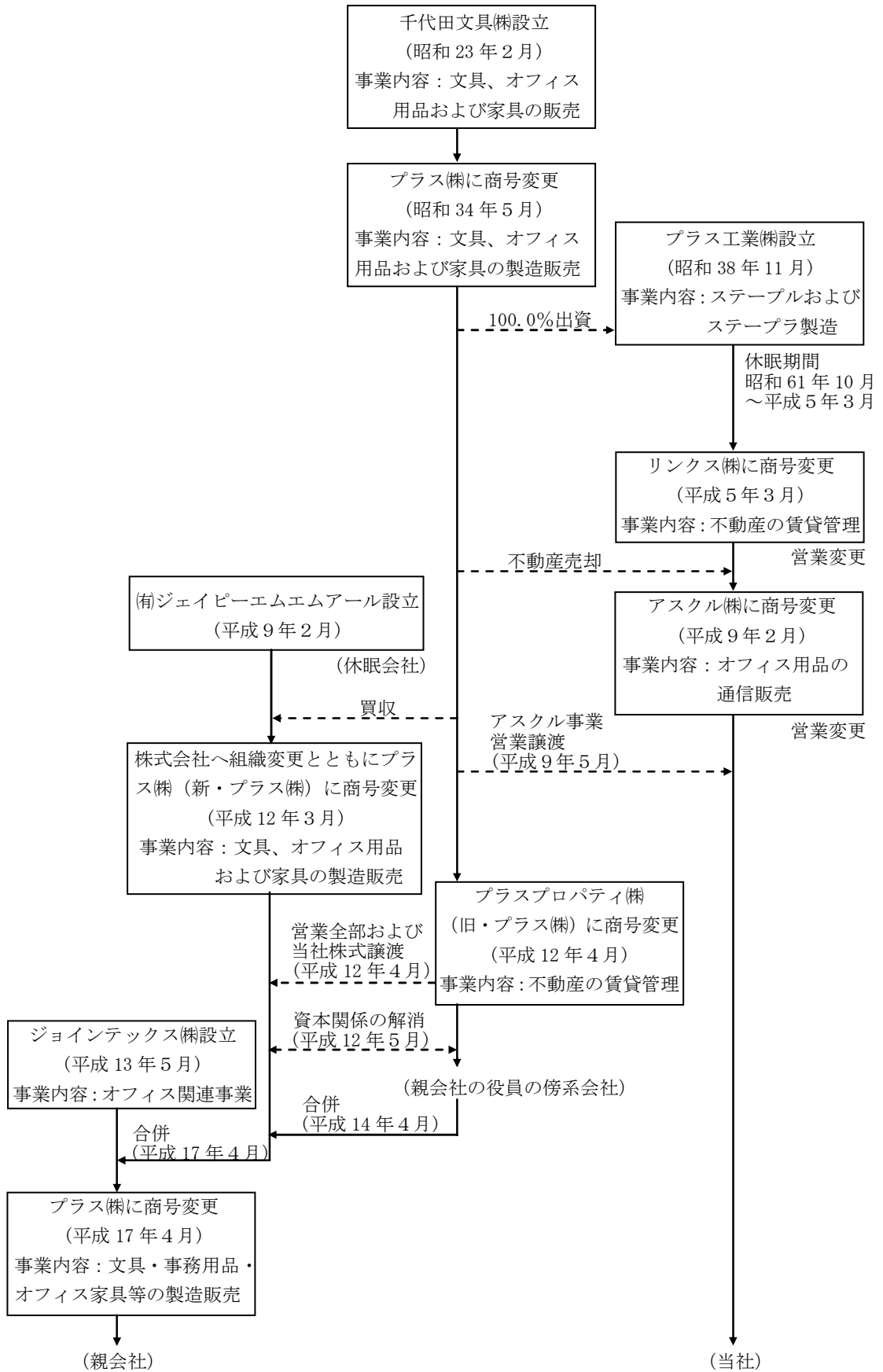
2【沿革】

平成5年3月、当社の前身であるアスクル事業部は、オフィス用品の中小事業所向けカタログ通信販売を目的とする新規流通事業部門として、当社の親会社であるプラス株式会社の中で発足いたしました。アスクル事業部の売上は、商品翌日配送サービスが社会のニーズに合ったことに加えてより魅力ある価格の効果もあり順調に推移いたしました。このような状況の中、アスクル事業部は平成9年5月21日、通信販売業としての位置付けを明確にするためにメーカーであるプラス株式会社から分社いたしました。

年月	事業内容
昭和38年11月	事務用品、事務用器具の製造を目的としてプラス株式会社の100.0%出資によりプラス工業株式会社を設立。本社は東京都千代田区に設置。併せて、埼玉県北葛飾郡に岩野木工場を設置。
昭和61年10月	埼玉県入間市の埼玉シルバー精工株式会社をプラス工業株式会社に商号変更後、同社に営業譲渡し休眠会社となる。
平成5年3月	アスクル事業開始。（注） リンクス株式会社に商号変更。併せて、営業目的を不動産の売買、賃貸借および管理に変更する。
平成5年6月	プラス株式会社より、不動産を譲受ける。
平成9年2月	オフィス関連用品の翌日配送サービスを目的として商号をアスクル株式会社に変更。
平成9年3月	インターネットによる受注を開始。
平成9年5月	プラス株式会社よりアスクル事業の営業を譲受け、東京都文京区に本社を設置し営業を開始。 埼玉県入間郡に所沢物流センターを開設。
平成10年3月	インターネットによる受注分のみ当日配送（東京23区内限定）を開始。
平成10年8月	西日本における配送サービス体制強化のため、大阪市住之江区に大阪センターを開設。
平成11年7月	東日本（除く北海道）における配送サービス体制強化のため、東京都江東区に東京センターを設置し、所沢物流センターを移転。
平成11年9月	西日本における更なる配送サービス体制強化のため、同区に大阪センターを開設し移転。
平成12年7月	東日本（含む北海道南地域）における更なる配送サービス体制強化のため、宮城県仙台市に仙台センターを開設。
平成12年9月	九州における配送サービス体制強化のため、福岡県糟屋郡に福岡センターを開設。
平成12年11月	JASDAQ市場に上場。
平成13年1月	「e-tailing center」を東京センター内に開設。本社事務所を東京都文京区から東京都江東区「e-tailing center」へ移転。
平成13年4月	関東地区の物流の強化を行うため、神奈川県川崎市に横浜センターを開設。
平成14年4月	輸入品業務や庫内業務の合理化を目指すアスクルDCMセンター（東京都江東区）を開設。
平成14年11月	ASKUL e-Pro Service株式会社を設立。（現：連結子会社）
平成15年3月	オフィスプランニングサービス・家具組立サービスを全国に拡大。
平成15年9月	法人向けインターネット一括購買システム 新「アスクルアリーナ」サービス開始。
平成15年12月	仕入先企業との間でリアルタイムにマーケティング情報を共有する「SYNCHROMART（シンクロマート）」システムに「需給調整業務支援システム」機能を追加。
平成16年1月	医療・介護施設向け用品カタログ「アスクル メディカル&ケア カタログ」を発刊。
平成16年3月	本社（e-tailing center）ならびに全国5ヶ所の物流センターを含めた主要事業所において環境ISO14001の認証を取得。
平成16年4月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
平成16年9月	東海・北陸地域の物流拠点となる名古屋センターを愛知県東海市に開設。
平成16年10月	インターネット注文サイトに「家具ショップ」を新規オープン。
平成17年4月	主要事業所を対象に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際的規格である「BS7799-2:2002」および国内規格である「ISMS認証基準（Ver. 2.0）」の認証を取得。
平成17年5月	当社エージェント（販売店）であるビジネススマート株式会社の発行済全株式を取得。（現：連結子会社）
平成17年11月	医療施設向けの医療材料専門カタログ「ASKUL for Medical Professionals」を発刊。
平成18年1月	CRMの新拠点として東京都新宿区に「アスクルコンシェルジェデスク（新宿）」を開設。
平成18年9月	次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな大阪物流センター（大阪DMC）を大阪府大阪市に開設し、旧大阪センターから移転。
平成18年12月	中国上海市に現地法人愛速客楽（上海）貿易有限公司を設立。（現：連結子会社）
平成19年8月	次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな仙台物流センター（仙台DMC）を宮城県仙台市に開設し、旧仙台センターから移転。

（注） 本事業内容は、プラス株式会社アスクル事業部におけるものです。

参考) 1 上記事業内容の変遷に記載いたしました商号変更、営業譲渡等の経緯は、下図のとおりであります。



2 上記事業内容変遷図におけるプラス株式会社について

- ①平成12年4月21日付でプラス株式会社（昭和23年2月設立、平成12年4月プラスプロパティ株式会社に商号変更、以下「旧・プラス株式会社」という。）からプラス株式会社（平成9年2月設立、平成12年3月有限会社から株式会社に組織変更するとともに商号変更、以下「新・プラス株式会社」という。）に異動しております。新・プラス株式会社は平成12年4月21日付で旧・プラス株式会社の営業全部および当社株式の過半数を譲受けたものであり、平成12年3月の組織変更以前は休眠状態の会社でありました。また、プラスプロパティ株式会社（旧・プラス株式会社）は、プラスグループの不動産管理会社となりました。なお、新・プラス株式会社は旧・プラス株式会社の100.0%子会社でありましたが、両社の資本関係は平成12年5月19日付で解消されております。
- ②新・プラス株式会社は、平成14年4月21日付でプラスプロパティ株式会社を吸収合併しました。
- ③新・プラス株式会社は、平成17年4月21日付で同社の子会社であるジョインテックス株式会社と合併いたしました。法手続き上の存続会社はジョインテックス株式会社であり、合併新会社はプラス株式会社（以下、「プラス株式会社」という。）に商号変更いたしました。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社3社で構成され、親会社かつ主要仕入先であるプラス株式会社を中核とするプラスグループに属しております。

プラスグループは、プラス株式会社の親会社である株式会社アイアンドアイ、プラス株式会社、当社、ビズネット株式会社他25社によって構成され、オフィス家具、事務用品等の製造販売を主な事業内容にしております。

その中で、当社グループは通販事業を行っております。当該事業以外に事業の種類がないため、以下において事業部門別の記載は行っておりません。

当社グループの事業の主たる内容は、文具店等の外商サービスを受けられない中小事業所に対し、FAXならびにインターネット経由の注文によるオフィス関連用品の翌日配送（一部、当日配送）サービスであります。このサービスを支える販売システム（以下、「アスクールシステム」という。）は、当社とお客様との間にアスクールシステムの販売店（以下、「エージェント」という。）を置くことにより、お客様の新規開拓および代金回収を含む債権管理をエージェントが担当するという独自のビジネスモデルにより構築されております。お客様からのご注文情報は当社が直接受け付け、商品は当社よりお客様にお届けしておりますが、お客様の商品ご購入代金は、エージェント経由で回収しております（次頁図参照）。これによりエージェントは、お客様への販売価格と当社からの仕切り価格の売買差額を利益として得る一方、当社はお客様開拓や代金回収コストを軽減しております。

また、当社グループの事業は上記エージェントをはじめとして、商品のサプライヤー、運送会社、情報システムの開発および運用会社等多くの協力会社によって支えられています。これら協力会社との間で、それぞれの機能に応じて、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携（コラボレーション）することにより時間やコストの無駄を排除し、「機能主義」と「社会最適」を実現するバリューチェーン構築を目指しております。

一方、当社グループは、「お客様のために進化するアスクール」を企業理念とし、オフィスに必要なものやサービスを「迅速かつ確実にお届けする」トータルオフィスサポートサービスの実現を目指しております。平成5年の事業開始以来、お客様の声を聞きながら、オフィス用品デリバリーサービスのパイオニアとして、商品・サービス・システムをたえず進化させてまいりました。

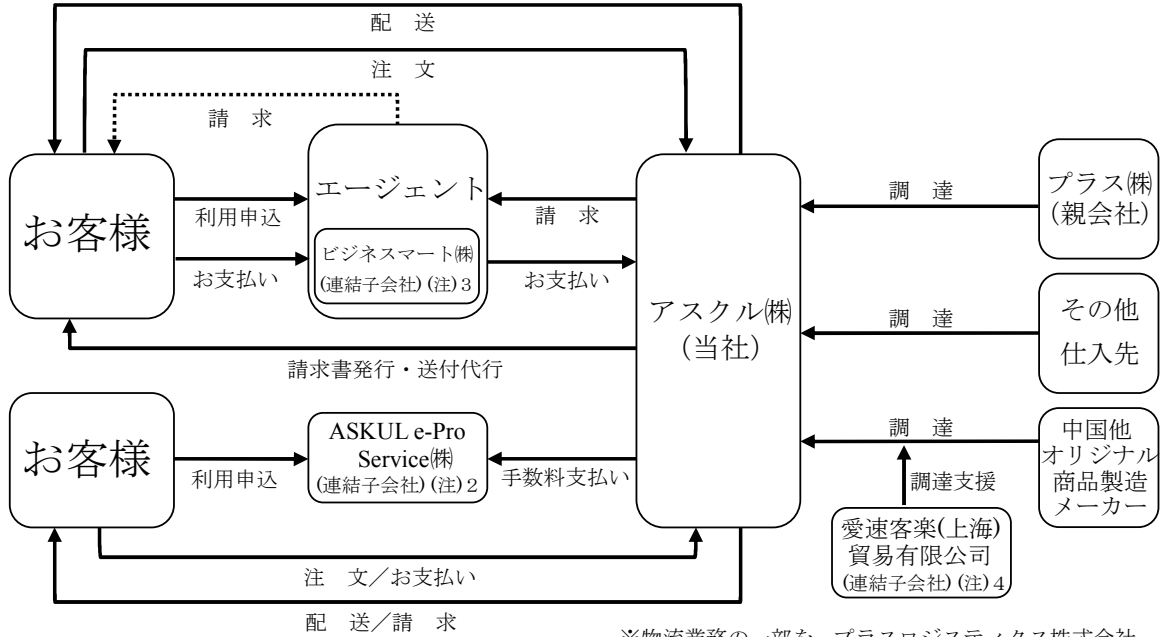
現在では、OA・PC用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具等の商品の他、名刺・封筒等のプリント、名入れサービスに加えオフィスレイアウトサービスも行っております。

当社グループは、企業理念を実現し、お客様に最も高い価値をご提供するために以下の3つをビジネスのコア・コンピタンスと位置づけております。

- ① コンテンツ（商品・サービス）の創造
- ② ソリューションの提供
- ③ eプラットフォーム（注）1の拡充

今後とも、お客様のご期待にお応えできるよう、社会最適を目指し、3つのコア・コンピタンスの磨き込みを通して「トータルオフィスサポートサービス」分野での「新たな価値創造」を実現してまいります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



※物流業務の一部を、プラスロジスティクス株式会社 (親会社の子会社) に委託しております。

- (注) 1 ITを活用してお客様とサプライヤー (仕入先) をつなぎ、両者にとって効率的・ローコストな運営が可能となる流通プラットフォームを意味します。
- 2 当社は、平成14年11月に新たな電子調達システムを利用した企業購買の変化に対応するノウハウの蓄積を目的に100%子会社としてASKUL e-Pro Service株式会社 (和文商号 アスクル・イープロ サービス株式会社) を設立しております。
 なお、同社はアスクルシステムのイープロキュアメントモデルの営業代行を行っております。
- 3 当社は、平成17年5月に当社エージェントであるビジネススマート株式会社の発行済株式のすべてを取得し、子会社といたしました。当社がエージェント運営にかかわり、エージェントとして培った運営ノウハウを他のエージェントにも展開することで、新しいエージェント機能を模索し、お客様の満足度をさらに高めていくことを目的としております。
- 4 当社は、平成18年12月に優良中国メーカーとのパートナーシップ強化、中国貿易サプライチェーンマネジメント構築を主な目的に100%子会社として中国上海市に現地法人愛速客楽 (上海) 貿易有限公司を設立しております。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合 (%)	関係内容
プラス株式会社	東京都港区	1,321	文具・事務用品・ オフィス家具等の 製造販売	44.6 (3.0) [8.8]	商品の仕入他

(注) 1 有価証券報告書を提出しております。

2 議決権は100分の50以下となっておりますが、財務諸表等規則第8条第4項第二号イに該当するため、親会社としたものであります。

3 議決権の被所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。

4 議決権の被所有割合欄の[]内は、緊密な者または同意している者の被所有割合で外数となっております。

5 議決権の被所有割合は自己株式を控除して計算しております。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ASKUL e-Pro Service株式会社	東京都江東区	80	アスクルシステムの イープロキュアメン トモデルの営業代行	100	営業代行他 役員の兼任1名
ビジネススマート 株式会社	東京都江東区	93	当社エージェント	100	当社エージェント 役員の兼任1名
愛速客楽(上海) 貿易有限公司	中華人民共和国 上海市	2,100千ドル	海外商品調達支援	100	海外商品調達支援他 役員の兼任1名

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年5月20日現在

事業の種類	従業員数(人)
オフィス関連商品の販売事業	498 (107)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 従業員数は最近1年において116名増加しておりますが、業容拡大に伴う採用の増加であります。また、臨時従業員数107名の増加は、物流センター内勤務者の安定的な確保のため、雇用形態を一部人材派遣から当社直接雇用へ変更したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年5月20日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
441 (107)	39.5	3.5	6,653,690

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 平均年間給与には、賞与を含んでおります。なお当社は年俸制を採用しております。

3 従業員数は最近1年において69名増加しておりますが、業容拡大に伴う採用の増加であります。また、臨時従業員数107名の増加は、物流センター内勤務者の安定的な確保のため、雇用形態を一部人材派遣から当社直接雇用へ変更したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の上半期におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善が緩やかに進んだことで個人消費にも明るさが見られ、堅調な景気回復が続きました。しかしながら、原油に代表される原材料価格などの高騰、急激な円高、昨夏からの米国におけるサブプライムローン問題の深刻化、建築基準法改正による住宅着工戸数の急減などが複合的に作用し、下半期は企業収益の伸び悩みおよび設備投資の鈍化など、景況感が大幅に悪化いたしました。

このような環境下におきまして、当社グループといたしましては「お客様のために進化するアスクル」という企業理念のもと、お客様が求められる商品の価値やサービスを意欲的に追求してまいりました。

現在、当社グループは次の大きな飛躍に向けて、次世代ビジネスモデルを構築すべき新たな成長段階に入っております。新たな成長を実現するため、当社グループは前期を初年度とする3年間で、事業成長の基盤となる情報システム、新時代に適応したイノベーティブな物流センターの構築など大規模なインフラ投資を実行すると同時に、収益体質の強化に向けた継続的なコスト構造改革に取り組んでおります。

次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として、平成19年8月には、かねてより準備を進めてまいりました新たな仙台物流センター（仙台DMC）が稼働を開始いたしました。また、B to C ビジネスの拡大を目指した個人向けECサイト「ぽちっとアスクル」が平成19年12月にリニューアルオープンし、さらなる業容拡大を目指して邁進中であります。次世代ビジネスモデルの中核となる「間接材一括購買システム」につきましても、平成20年4月に稼働を開始し、「ソロエル」としてスタートいたしました。

既存ビジネスに関しましては、インターネットによる広告、販売促進を積極的に行い、お客様開拓に取り組むと同時に、中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動の推進により、お客様基盤は順調に拡大してまいりました。

上半期におきましては、アスクルカタログ2007秋・冬号、アスクル家具カタログ2007秋・冬号、アスクル メディカル&ケアカタログ2007秋・冬号を平成19年8月に発刊し、平成19年11月には医療機関向け専門カタログ アスクル メディカルプロカカタログ第3号を発刊いたしました。アスクルカタログ2007秋・冬号におきましては、世界的な地球環境保護意識の高まりの中、エコロジーの視点においても、業界をリードする企業の実現を目指し、環境配慮型商品の充実に努力してまいりました。アスクル家具カタログ2007秋・冬号は、国内外から約1,600アイテムを取り揃え、オフィス作りの新しいご提案を進めるとともに環境に配慮した商品・サービスの拡充に努めてまいりました。アスクル メディカル&ケアカタログ2007秋・冬号は、新商品約1,100アイテムを追加し、アスクル メディカルプロカカタログ第3号は、取り扱い商品数を約1,500アイテムから約3,000アイテムに大幅に拡充し、お客様のご要望に応じてまいりました。これら施策の実施により上半期の業績は堅調に推移いたしました。

下半期におきましては、アスクルカタログ2008春・夏号、アスクル家具カタログ2008春・夏号を平成20年2月に発刊いたしました。アスクルカタログ2008春・夏号では、約1,200アイテムのプライスダウンを実施し、高機能、高品質な商品の低価格でのご提供に努めました。アスクル家具カタログ2008春・夏号では、限られたスペースを有効に使って効率の良い空間を作るための家具を、デザイン、価格のバリエーション豊かに国内外から約1,700アイテム取り揃え、約130アイテムについてプライスダウンを実施し、お客様のご要望にお応えしました。また、約550アイテムを取り揃えた、アスクル メディカル&ケア 2008 春の特別号を同時に発刊いたしました。

一方、原油をはじめとする世界的な原材料価格の高騰、急激な円高や米国のサブプライムローン問題に端を発する景気の悪化による、仕入価格の上昇や購買意欲の減退により、文具や家具の販売数量が伸び悩みましたが、「コスト構造改革プロジェクト」を継続的に実施し、ローコストオペレーションによる生産性の向上を図り、売上高販管費比率は前年同期に比べて、0.9ポイント低減し、過去最低の売上高販管費比率（18.9%）を実現いたしました。

また、当社連結子会社の株式の評価を見直し、当連結会計年度においてのれんの臨時償却（5億83百万円）を行いました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,896億86百万円（前連結会計年度比7.6%増）となりました。営業利益は97億29百万円（前連結会計年度比17.0%増）、経常利益は98億10百万円（前連結会計年度比16.7%増）、当期純利益は49億87百万円（前連結会計年度比14.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は195億94百万円（前連結会計年度比17.2%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、76億60百万円（前連結会計年度比23.5%増）となりました。これは税金等調整前当期純利益が90億66百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウェア償却費21億90百万円、仕入債務の増加28億75百万円等の増加要因に対し、売上債権の増加16億91百万円、たな卸資産の増加12億29百万円、ファクタリング未払金の減少17億31百万円、法人税等の支払額35億59百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、41億53百万円（前連結会計年度比42.2%減）となりました。主な要因としては、有形固定資産の取得による支出6億83百万円、ソフトウェアの取得による支出31億31百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、6億18百万円（前連結会計年度比79.8%減）となりました。これは主に配当金の支払6億79百万円等によるものであります。

2【仕入および販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前連結会計年度比（%）
OA・PC用品	66,507	109.1
事務用品	33,038	107.9
オフィス生活用品	23,505	112.6
オフィス家具	15,228	96.7
その他	7,135	124.1
合計	145,414	108.5

(注) 1 当連結会計年度より、当社の品目別仕入高等分析において、商品が属する品目区分を一部変更したことから、上記資料も変更後の品目区分にて記載しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても、変更後の区分に組み替えて、前連結会計年度比を算出しております。

品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専門商品）等

当連結会計年度から、品目区分変更を行なった主な商品は、次のとおりであります。

商品名	変更前	変更後
オフィス電化製品	(4) オフィス家具	(1) OA・PC用品
書籍、雑誌、ソフトウェア	(5) その他	(1) OA・PC用品

2 金額は、仕入価格によっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
OA・PC用品	81,912	107.5
事務用品	44,901	107.2
オフィス生活用品	32,945	112.3
オフィス家具	20,942	98.8
その他	8,985	118.1
合計	189,686	107.6

(注) 1 前連結会計年度および当連結会計年度における受注ベースの構成比率をインターネット経由とそれ以外に分けて示すと、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 構成比率 (%)	当連結会計年度 構成比率 (%)
インターネット経由	50.5	54.3
上記以外	49.5	45.7
合計	100.0	100.0

2 当連結会計年度より、当社の品目別売上高等分析において、商品が属する品目区分を一部変更したことから、上記資料も変更後の品目区分にて記載しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても、変更後の区分に組み替えて、前連結会計年度比を算出しております。

品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) OA・PC用品

OAサプライ、OA用紙、ビジネスマシン、メディア、PC用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専門商品）、値引き等
当連結会計年度から、品目区分変更を行なった主な商品は、次のとおりであります。

商品名	変更前	変更後
オフィス電化製品	(4) オフィス家具	(1) OA・PC用品
書籍、雑誌、ソフトウェア	(5) その他	(1) OA・PC用品

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

原油をはじめとする世界的な原材料価格の高騰、急激な円高や米国のサブプライムローン問題の深刻化など、経済環境は益々厳しくなっております。また、オフィス用品の通販業におきましては、競合他社との競争は今後さらに厳しくなることが予想されます。一方、お客様の商品やサービスに対するご要望はさらに多様化して行くものと思われま

す。現在、当社グループは次の大きな飛躍に向けて、次世代ビジネスモデルを構築すべき新たな成長段階に入っております。次世代ビジネスモデルの大きな柱は、インターネット技術を活用した「お客様基盤の飛躍的な拡大」および「商材の圧倒的な拡大」とこれらを支える「商品調達コストの低減」および「圧倒的なローコストオペレーションの実現」であります。

中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」のお客様基盤をさらに拡大させるとともに、シンクロナートシステムに代表される「eプラットフォーム」を活用した戦略的調達の仕組みを構築することにより、お客様にとっての間接材を中心とした新たな商材を揃え、お客様に提案してまいります。

これにより間接材一括購買システムを利用した次世代ビジネスモデルとなる「ソロエル」を推進すると共に、「ぼちっとアスクル」の積極展開により、個人・SOHOをも含めた「あらゆるお客様」に対し、欲しい物を欲しい時に欲しい所へお届けする「真の流通リーダー」を目指します。

新たな成長を実現するため、前期を初年度とする3年間にわたり、以下の3つのテーマに取り組んでまいります。

①次世代ビジネスモデルの構築

間接材一括購買システムが平成20年4月に移動いたしました。本システムを次世代ビジネスモデルのインフラとした「ソロエル」を推進し、巨大な間接材市場への本格参入のための基礎を築いてまいります。

個人向け購買サイト「ぼちっとアスクル」の磨き込みを行い、従来から取り組んでまいりましたBtoCビジネスの拡大を目指します。

「商材の圧倒的な拡大」と「商品調達コストの低減」を目指したサプライチェーンの仕組みの進化をさらに進めま

す。従来から蓄積している物流ノウハウおよび物流網を十分に活用し、次世代ビジネスモデルを支えるスピーディーかつ柔軟でローコストな物流インフラを整備してまいります。

従来からのエージェント活動によるお客様の開拓に加え、インターネットを活用したネット広告によるお客様の開拓にも重点を置いてお客様基盤の拡大を目指します。

インターネットによるご注文の拡大に伴い、インターネットでの販売に最適な専用商材の開発・拡大や販売方法のさらなる進化に努めます。

②既存ビジネスの磨き込み

オフィス向けの「アスクルカタログ」、家具専門の「アスクル家具カタログ」、介護・医療機関向け専門の「アスクル メディカル&ケアカタログ」「アスクル メディカルプロカタログ」をさらに充実させ、高付加価値商品により競合他社との差別化を進めてまいります。

中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動に注力し、お客様基盤の拡大に努めます。

③コスト構造改革の継続的推進

従来より開発を進めてまいりました、eプラットフォームを構成する各種システムの本格稼働により、お客様・当社・サプライヤーをインターネット上でシームレスに繋ぎサプライチェーン業務を効率化し、圧倒的なローコストオペレーションを実現させてまいります。

お客様との最大の接点の一つであるインターネット購買サイトからのご注文を拡大することにより、お客様の利便性の向上を果たすと共にオペレーションコストの最少化を目指します。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当有価証券報告書提出日（平成20年8月6日）現在において判断したものであり、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありません。

(1) 事業モデルとエージェント制度について

① 事業モデルを支えるコンセプト

当社の事業はサプライヤーをはじめとして、実質的に当社に代わってお客様開拓や集金業務および債権管理を担う当社独特のエージェント、運送会社、情報システムの開発および運用会社等多くの協力会社によって支えられております。それぞれの機能により、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携（コラボレーション）し、業務や機能の重複、時間やコストの無駄を排除して顧客価値を創造するバリューチェーンの考え方が当社の基本スタンスにあります。そのため協力各社の経営状況の変化等により、提携による業務委託等の継続ができなくなった場合には、当社の事業運営に影響を与える可能性があります。

② 事業モデルにおけるエージェントの役割

当社の事業モデルにおいて、エージェント制度の採用が大きな特徴となっております。お客様の代金回収は、担当エージェント側でその回収リスクを負い、当社側ではエージェント（約1,500社）に対する売掛金について回収リスクを負う体制であります。エージェントに倒産等の事由が生じた場合には、当該エージェントが担当しているお客様は速やかに当社さらには後任の担当エージェントに引継がれますので、当社の経営成績に与える影響は限定的と考えられます。しかし、潜在的な可能性としてはエージェントの倒産等によって回収リスクが発生する可能性があります。

当社はお客様開拓を優先するためにエージェントを無制限に増やすようなことはせず、エージェントの選定や契約に際して一定の手続および基準を設け、エージェントに対してアスクル事業を展開する財務基盤等を確認し、かつ当社の事業コンセプトへの理解を促しております。

③ 広告宣伝とエージェントとの関係

エージェントがお客様開拓を行う一方、当社でも新聞広告・インターネット広告等全国的な広告宣伝やキャンペーンを実施しており、両者の相乗効果によってお客様登録件数が拡大しております。また、電話、FAXやインターネットによる当社への直接申込みも数多くあり、その際、社内の規定に従って担当エージェントを決定し、集金業務および債権管理を行っております。決定した担当エージェントから、当社が実施した新聞広告・インターネット広告など広告宣伝費の一部として、顧客獲得に応じて一定額を広告宣伝協力金として負担いただいております。エージェントのお客様開拓力や同業他社との競争等にも左右されますが、広告宣伝等の効果が悪化して直接申込み比率が低下することによるエージェントから負担いただく広告宣伝協力金の減少や広告宣伝等のコスト増加に伴い当社が負担する広告宣伝費が増加する可能性があります。

④ カタログ発刊に関するリスク

現在、当社の取扱商品数は、約3万アイテムにおよびます。お客様のインターネットのご利用も増加しておりますが、多くのお客様は当社の発刊するカタログから必要な商品の選定を行います。取扱商品の選定とカタログ制作におきましては、細心の注意を払っておりますが、カタログ掲載商品の品質に重大な問題が発生した場合、あるいはカタログの表示内容に重大な瑕疵が発生した場合には、カタログを回収せざるを得ない事態が考えられます。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑤商品の仕入と在庫リスクについて

商品に関して、サプライヤーとの間では当社の販売力に応じた安定した商品供給体制を整えております。しかしながら、社会経済環境の変化等から生じるサプライヤー側での原材料の高騰等による生産制限または製造原価の上昇により安定した商品仕入ができない場合、あるいは仕入原価が上昇した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。なお、当社の販売数量が多い商品についてはサプライヤーの分散を図っておりますが、特定のサプライヤーからの供給がストップした場合で速やかなサプライヤーの代替が困難なときは、販売に支障をきたす可能性があります。

各商品につきましては、お客様の購買動向を「需要予測システム」にて分析し「SYNCHROMART（シンクロマート）」システムで、サプライヤーと在庫・需要予測情報を共有することにより、サプライヤー側で製造や需要に応じた在庫保有が可能となり、品切れによる販売機会ロスを減らし、お客様満足度の低下の極小化を目指しております。しかし、カタログ改訂時の新規取扱商品や夏場の飲料水等季節商品では一時的に需要に供給が追いつかず、品切れが生じるケースもあります。今後もさらに需要予測の精度向上を図り、サプライヤーとも十分な連携を行い、品切れリスクをなくす一方、適正在庫を維持するよう効率的なデマンド・チェーン・マネジメントに努めますが、予測を誤った場合またはシステムトラブル等により、在庫不足または過剰在庫となる可能性があります。

⑥設備投資について

当社のコア・コンピタンスを支える基盤は、情報技術（IT）の活用によるものが多くあります。ITやインターネット関連の技術は著しく変化し、当社ではそれらのテクノロジーにいち早く対応するために、ソフトウェアを中心に継続的投資を行っております。ITの進歩が著しく、投資したソフトウェア等の利用可能期間が、当初予定したものより短くなった場合、残存期間分の償却が一時に発生する可能性があり、その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、IT関連以外では、業容拡大に伴う物流センターの新設、新規商材への参入についても視野に入れた投資を行っております。これらの投資に際しましては、十分な投資対効果の検証を行った上で実施しておりますが、その効果が充分でない場合、またはその効果の発現が予測より遅れた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) インターネット通販について

①インターネットの障害等について

当社ではFAXによるカタログ通販と並列して、Web上の「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」および個人のお客様向け専用サイトである「ぼちっとアスクル」等のサイトを通じてインターネットによる注文を受付けております。

インターネットの急速な普及と相俟って、当社におけるインターネット通販比率は上昇する傾向にあります。このため、インターネットに特有な技術的または社会的なリスク要因が増大するとみられますが、当社ではインターネットサーバーや通信回線容量を増強するとともに、万一の障害や事故に備えた基幹システムの二重化およびリアルタイムのバックアップ体制の整備、不正アクセスやコンピュータウィルスを防御するネットワーク・セキュリティの強化を行っております。また、当社では、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項

(JIS Q 15001)の審査を受け、平成18年1月に財団法人 日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマーク付与を認定されており、同要求事項に沿ったマネジメントシステムを確立し、お客様情報および個人情報の保護においても必要な管理体制を整えております。今後も引き続きネットワーク・セキュリティと情報管理に關しまして強化を図ってまいります。しかし、基幹システムやネットワークの障害、ウィルスの侵入等を完全に予防または回避することは困難であり、当社の事業運営に重大な支障が発生する可能性やお客様情報の流出等によって当社のブランドイメージが損なわれてお客様開拓等に悪影響を及ぼす可能性があります。

②インターネット通販の法的規制について

当社は、通信販売業者として、また、「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」および「ぼちっとアスクル」はインターネットによる電子商取引に該当するため、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の規制を受けております。また、社団法人日本通信販売協会が制定した「通信販売業における電子商取引のガイドライン」等の自主規制に準拠して事業を運営しております。今後、これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合には、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(3) 薬事法をはじめとする関連法規等による規制

当社は、平成16年1月、医療・介護施設向け用品のデリバリーサービスを開始し、「アスクル メディカル&ケアカタログ」を発刊したことに伴い、化粧品、医薬部外品等の取扱いが増大いたしました。

また、平成17年11月には、医療材料専門カタログ「アスクル メディカルプロカタログ」の発刊に伴い、医療機関向けに衛生材料、注射針、カテーテル、消毒薬などの医療専門商材の取扱いを開始いたしました。

これらの商材の販売および管理は、薬事法をはじめとする関連法規等により規制を受けており、各種許認可の取得、届出を必要とします。これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を遵守できなかった場合、当社の営業活動が制限され、業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 次世代ビジネスモデル構築について

当社は、次の大きな飛躍に向けて、次世代ビジネスモデルを構築すべき新たな成長段階に入ってきました。新たな成長を実現するため、事業成長の基盤となる情報システム、物流センターの構築など大規模な設備投資を実行しております。

これらの投資に際しましては、十分な投資対効果の検証を行い実施しておりますが、その効果が充分でない場合、またはシステム開発の遅れ等により、その効果の発現が予測より遅れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品調達について

原油を始めとする世界レベルでの原材料価格の高騰により、仕入価格の上昇などに影響がおよぶ可能性があります。このような場合でも、お客様に対し仕入価格の上昇分を十分に転嫁しきれない場合があります。これに対し、当社としてはコスト削減のための企業努力に注力いたしますが、企業努力によっても仕入価格の上昇分を補いきれない場合には、当社の業績に影響を受ける可能性があります。また、需給バランスの悪化などにより、商品の供給が不足する場合にも、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

(6) プラスグループとの関係について

① プラスグループにおける当社の位置付け

当社はオフィス家具の製造販売および文具・事務用品の販売を主な事業とするプラス株式会社を親会社としております。

当社はメーカーのプラス株式会社にあつて、プロダクトアウトではないお客様志向の流通改革を目指す新規事業として立ち上げられ、その時から独自の理念とブランドによって事業運営（経営）を行う高い自主性を与えられてきました。プラス株式会社から分社した後も親会社であるプラス株式会社の立場から経営や人事等を指揮されるような支配従属的な親子関係ではなく、新規事業を支援するインキュベーター的な立場からバックアップを受けてきました。現在も経営の自主性を確保され、事業活動を行ううえでの承認事項等、親会社からの制約はなく、親会社との役員兼務および従業員の出向関係、金銭の貸借関係、保証・被保証関係、重要な賃貸借契約、主要なライセンス契約等はございません。

プラスグループにあつて当社は新規事業のモデルであり、今後とも経営の自主性、独立性を維持しつつコーポレート・ガバナンスの確立を企図してまいります。

プラス株式会社を中心とする企業集団であるプラスグループは、プラス株式会社の親会社である株式会社アイアンドアイ、プラス株式会社、プラス株式会社の子会社および関連会社で構成され、市場および販売方法等の類似性を勘案して、オフィス関連事業、ソリューション事業、通販事業、その他の4セグメントで事業展開を行っており、当社は通販事業に位置付けられております。

②プラスグループにおけるビズネット株式会社他各社との競合の可能性について

現在、プラスグループは、上記①で記載したとおり、市場および販売方法等の類似性を勘案して、オフィス関連事業、ソリューション事業、通販事業、その他の4セグメントで事業展開を行っております。

このうち、直販システムにより統一したサービスを提供する通販事業は当社、ソリューション事業はプラス株式会社の子会社であるビズネット株式会社が担っております。当社のメインとなるビジネスモデルでは、全国のお客様に対してアスクルブランドによる統一したサービスレベル、販売価格を含む取引条件（アスクルご利用規約）でオフィス用品をデリバリーするパッケージ型サービスを提供しております。また、当社のエージェントは、お客様の開拓と集金業務および債権管理の役割を担当しております。一方、ビズネット株式会社のビジネスモデルでは、同社の販売店である独立したディーラーが顧客に対する販売契約主体となり、それぞれ顧客との間で提供するオフィス用品販売サービスの内容やお取引条件を交渉し、顧客に対する関係維持・営業活動全般を担い、顧客のBPR(注)や購買コストの削減を目指す個別のコンサルティング・ソリューション型サービスを提供しております。お客様企業との実質的な販売契約主体は、当社モデルでは当社、ビズネット株式会社ではディーラーであり、当社は小売業、ビズネット株式会社は卸売業であります。以上のようなモデルの違いから、当社の主な顧客は、不特定多数の中小事業所であり、ビズネット株式会社の主な顧客は、顧客企業の本社が全社分の購買意思決定を行う大手・中堅企業が主となります。両社は異なるコンセプトで事業を展開しており、保有する業務ノウハウも異なっております。

お客様が、どのようなサービスを選択するかはお客様のニーズによりますので、オフィス家具・文具・事務用品等を扱っているという点ではプラスグループ各社を含め、競合が生じる可能性は否定できませんが、当社としては、上記のモデルの違いから、当社における事業活動が阻害される状況にはないと考えております。

(注) BPR : Business Process Reengineering

企業活動に関するある目標(売上高、収益率等)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。

③取引関係について

当社とプラス株式会社の主な取引関係に文具・事務用品やオフィス家具等の商品仕入があります。

当社では仕入商品の選定および価格の決定に際しては、他のサプライヤーと同様に、品質・市場価格・納入条件等の総合的な観点より「お客様のご要望に最も合うもの」という基準で公正・公平な取引を行っております。

また、プラス株式会社の子会社であるプラスロジスティクス株式会社に対して、当社は物流業務の一部を委託しております。物流パートナー企業の選定に際しては、他のパートナー同様に比較検討を実施し決定しております。

(7) カントリーリスクについて

当社グループは、輸入商品の取扱や中国におけるテストマーケティングの実施など、海外での取引を行っており、諸外国政府による規制や法令の改正、政治的、経済的な不安定さおよび資金移動の制約などに起因したカントリーリスクが存在します。カントリーリスクに対しては、案件ごとにその回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、これらカントリーリスクを完全に回避できるものではなく、リスクが顕在化した場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態および経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日（平成20年8月6日）現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

重要な会計方針等につきましては、経理の状況に記載のとおりですが、連結財務諸表の作成にあたり計上した主要な引当金の算定方法を下記に記載いたします。

販売推進引当金

販売推進引当金は、エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、未行使ポイント・行使率・原価率等を要素として、過去の実績を基礎に当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の概況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。なお、経営成績の分析につきましては、下記のとおりです。

資産の部

当連結会計年度の総資産は739億63百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。流動資産は、主に現金及び預金の増加28億68百万円、受取手形及び売掛金の増加19億59百万円、たな卸資産の増加12億28百万円等により、585億48百万円（前連結会計年度比12.0%増）となり、固定資産は、主に間接材一括購買システム一式の取得による増加13億18百万円等によって、154億15百万円（前連結会計年度比4.9%増）となりました。

負債純資産の部

負債は、主に支払手形及び買掛金が増加したことにより、421億90百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。また、純資産は、317億72百万円（前連結会計年度比16.4%増）、自己資本比率は42.7%となりました。

売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ134億32百万円増加し、1,896億86百万円となりました。

主な要因といたしましては、中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動等により、お客様稼働件数が向上したこと等であります。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、売上高の増収に伴い、前連結会計年度に比べ22億21百万円増加し、454億86百万円となりました。対売上高比では、当連結会計年度は24.0%と前連結会計年度に比べ0.5ポイント低下いたしました。主な要因といたしましては、原材料価格の高騰による仕入価格の上昇等であります。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ8億4百万円増加し、357億57百万円となりました。対売上高比率では、当連結会計年度は、18.9%と、前連結会計年度に比べ0.9ポイント減少いたしました。主な要因といたしましては、「コスト構造改革プロジェクト」等による業務委託費等の減少によるものです。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べ14億16百万円増加し、97億29百万円となりました。また、売上高営業利益率は、前連結会計年度の4.7%から0.4ポイント増加し、5.1%となりました。

経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ14億5百万円増加し、98億10百万円となりました。

税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ9億92百万円増加し、90億66百万円となりました。

当期純利益

これらの結果、当連結会計年度の当期純利益は、前連結会計年度に比べ6億41百万円増加し、49億87百万円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

原油をはじめとする世界的な原材料価格の高騰、急激な円高や米国のサブプライムローン問題の深刻化など、経済環境は益々厳しくなっております。また、オフィス用品の通販業におきましては、競合他社との競争が今後さらに厳しくなることが予想されます。一方、お客様の商品やサービスに対するご要望はさらに多様化して行くものと思われま

す。当社グループといたしましては、このような状況下においても「お客様のために進化するアスクル」という企業理念のもと、引き続きお客様が求められる価値やサービスを提供していく所存で、次期につきましては、以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

①次世代ビジネスモデルの構築

- a. 間接材一括購買システムが平成20年4月に稼動いたしました。本システムを次世代ビジネスモデルのインフラとして「ソロエル」を推進し、巨大な間接材市場への本格参入のための基礎を築いてまいります。
- b. 個人向け購買サイト「ぼちっとアスクル」の磨き込みを行い、従来から取り組んでまいりましたBtoCビジネスの拡大を目指します。
- c. 「商材の圧倒的拡大」と「商品調達コストの低減」を目指したサプライチェーンの仕組みの進化をさらに進めます。
- d. 従来から蓄積している物流ノウハウおよび物流網を十分に活用し、次世代ビジネスモデルを支えるスピーディーかつ柔軟でローコストな物流インフラを整備してまいります。
- e. 従来からのエージェント活動によるお客様の開拓に加え、インターネットを活用したネット広告によるお客様の開拓にも重点を置き、お客様基盤の拡大を目指します。
- f. インターネットによるご注文の拡大に伴い、インターネットでの販売に最適な専用商材の開発・拡大や販売方法のさらなる進化に努めます。

②既存ビジネスの磨き込み

- a. オフィス向けの「アスクルカタログ」、家具専門の「アスクル家具カタログ」、介護・医療機関向け専門の「アスクル メディカル&ケアカタログ」「アスクル メディカルプロカタログ」をさらに充実させ、高付加価値商品により競合他社との差別化を進めてまいります。
- b. 中堅・大企業向け一括購買システム「アスクルアリーナ」の営業活動に注力し、お客様基盤の拡大に努めます。

③コスト構造改革の継続的推進

- a. eプラットフォームを活用したサプライチェーン業務の効率化
従来より開発を進めてまいりましたeプラットフォームを構成する各種システムの本格稼動により、お客様・当社・サプライヤーをインターネット上でシームレスに繋ぎサプライチェーンを効率化し、圧倒的なローコストオペレーションを実現させてまいります。
- b. インターネット売上比率の上昇によるオペレーションコスト構造改革
お客様との最大の接点の一つであるインターネット購買サイトからのご注文を拡大することにより、お客様の利便性の向上を果たすと共にオペレーションコストの最少化を目指します。

(5) 資本の財源および資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資の総額は36億88百万円であります。

主な投資といたしましては、間接材一括購買システム13億18百万円、仙台DMC設備一式4億82百万円、個人向け購買サイト再構築3億10百万円、継続中の設備の新設として、業務統合システム3億37百万円であります。

なお、当連結会計年度におきまして、個人向けECサイト「ポータルアスクール」の閉鎖による有形固定資産の減損損失0百万円、無形固定資産の減損損失41百万円を計上しております。

また、当連結会計年度の除却は総額71百万円であります。主な除却設備は、「ポータルアスクール」携帯電話向けサイトの閉鎖によるソフトウェア15百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成20年5月20日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械装置	工具 器具備品	建設 仮勘定	ソフト ウェア	その他 無形 固定 資産	合計	
本社 (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	553	47	395	4	5,009	709	6,719	385
アスクールコンシェルジュ デスク(新宿) (東京都新宿区)	事務所建物 附属設備	33	—	24	—	196	—	254	—
大阪DMC (大阪市此花区)	事務所建物 附属設備	391	1,856	327	—	858	—	3,434	21
福岡センター (福岡県糟屋郡粕屋町)	事務所建物 附属設備	22	2	37	—	1	—	63	1
横浜センター (川崎市川崎区)	事務所建物 附属設備	64	6	48	—	32	—	151	3
DCMセンター (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	100	31	70	—	17	0	221	8
名古屋センター (愛知県東海市)	事務所建物 附属設備	73	12	61	—	132	—	279	22 (107)
仙台DMC (仙台市宮城野区)	事務所建物 附属設備	42	480	123	—	288	—	935	1

(注) 1 上記の金額は、帳簿価額にて記入しております。なお、建設仮勘定・ソフトウェア仮勘定以外の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 その他無形固定資産は、ソフトウェア仮勘定・特許権・商標権・電話加入権であります。

3 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

4 上記の建物は、全て賃借であり、「建物及び構築物」の帳簿価額は賃貸物件への建物造作物等を示しております。なお、年間賃料は32億63百万円であります。

上記の他、主なリース設備として下記のものがあります。

事業所名	主なリース設備				
	設備の内容	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)	備考
福岡センター	マテハンシステム	7年	7	12	同上
DCMセンター	デジタルピッキングシステム	7年	199	166	同上
名古屋センター	自動ピッキングシステム	7年	73	253	同上
共通 (全社)	ハンディーターミナル	5年	25	89	同上

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

重要な設備はありません。

(3) 在外子会社

重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等 (提出会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
本社 (東京都江東区)	業務統合システム	3,200	337	自己資金	平成20年 2月	平成21年 5月	(注) 2
本社 (東京都江東区)	間接材一括購買 システム一式 (スタンダードモデル)	1,000	—	自己資金	平成20年 6月	平成21年 6月	(注) 2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として、平成19年8月より新たな仙台物流センター (仙台DMC) が稼動しております。これに伴い旧仙台センターを閉鎖し、設備の除却を平成19年11月に実施しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,689,400	43,689,400	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
計	43,689,400	43,689,400	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成14年8月8日定時株主総会の特別決議(平成14年11月6日取締役会の決議)

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)(注)3	917	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	183,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,545	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年8月9日 至平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,545 資本組入額 773	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
- また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- 5 新株予約権行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

②平成14年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年2月21日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	2,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	1,761	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月9日 至 平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,761 資本組入額 881	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を処分する自己株式数に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背任行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が上記の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

③平成15年8月8日定時株主総会の特別決議（平成15年12月18日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	1,806	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	361,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,701	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月9日 至 平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,701 資本組入額 1,351	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

④平成16年8月6日定時株主総会の特別決議（平成16年10月6日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	2,060	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	412,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,559	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月7日 至 平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,559 資本組入額 1,780	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

⑤平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成17年9月15日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	1,970	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	394,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,530	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月6日 至 平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,530 資本組入額 1,765	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

⑥平成17年8月5日定時株主総会の特別決議（平成18年4月26日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	140	110
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	28,000	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	3,324	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月6日 至 平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,324 資本組入額 1,662	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5, 6, 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6 新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(ロ) 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月11日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	4,120	3,880
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	412,000	388,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,333	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月12日 至 平成23年10月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円) (注) 5	発行価格 2,926 資本組入額 1,463	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6, 7, 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,333円と付与日における公正な評価単価593円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より 1 年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が 6 に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記7に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

②平成19年2月7日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個) (注) 3	240	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1, 2	24,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 4	2,535	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年2月8日 至 平成24年2月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円) (注) 5	発行価格 3,214 資本組入額 1,607	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6, 7, 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由がある当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件
上記6に準じて決定する。

(ハ) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく当社取締役および当社使用人に対する新株引受権（ストックオプション）に関する状況は次のとおりであります。

①平成12年8月3日定時株主総会の特別決議

	事業年度末現在 (平成20年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	5,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	32	同左
新株予約権の行使期間	自平成14年8月4日 至平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32 資本組入額 19	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 当社が株式の分割により新株を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{\text{既発行株式数}}$$

なお、株式の分割およびこの発行価額を下回る価格で新株を発行する場合または転換社債および新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}$$

3 新株予約権行使の条件

(1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。

A 平成14年8月4日から平成15年8月3日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。

B 平成15年8月4日から平成16年8月3日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。

C 平成16年8月4日から平成22年7月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。

(2) 権利を与えられた者は、当社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を継続的に保有する限り、付与された権利の一部または全部を行使することが可能とする。

(3) 上記に従い権利行使が可能となった引受権は、権利を与えられたものが死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で消滅する。

(4) 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(5) その他、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年5月21日～ 平成16年5月20日 (注) 1	132,200	21,521,200	51	3,173	47	5,656
平成16年5月21日～ 平成17年5月20日 (注) 1	161,000	21,682,200	140	3,314	138	5,794
平成17年11月20日 (注) 2	21,741,500	43,423,700	—	3,314	—	5,794
平成17年5月21日～ 平成18年5月20日 (注) 1	181,300	43,605,000	158	3,473	158	5,953
平成18年5月21日～ 平成19年5月20日 (注) 1	45,000	43,650,000	31	3,504	31	5,985
平成19年5月21日～ 平成20年5月20日 (注) 1	39,400	43,689,400	30	3,535	30	6,015

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 普通株式1株につき2株の株式分割を行ったことによる増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年5月20日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府およ び地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	39	28	98	87	3	5,177	5,432	—
所有株式数 (単元)	—	66,999	1,515	196,024	76,429	7	95,892	436,866	2,800
所有株式数 の割合 (%)	—	15.34	0.35	44.87	17.49	0.00	21.95	100.00	—

(注) 1 自己株式1,200,519株は、「個人その他」に12,005単元、「単元未満株式の状況」に19株含まれております。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が28単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年5月20日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	17,660	40.42
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都品川区東品川2-3-14)	3,337	7.64
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,926	6.70
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	2,086	4.77
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳3-10-1	1,200	2.75
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	1,076	2.46
今泉 壮平	東京都渋谷区	1,026	2.35
岩田 彰一郎	東京都世田谷区	973	2.23
サジヤツプ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7-1)	839	1.92
モルガン・スタンレーアンド カンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	818	1.87
計	—	31,945	73.12

(注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、各々2,803千株および1,266千株であります。

2 平成20年5月7日付で、オービス・インベスト・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッドより大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
オービス・インベストメント・マネ ジメント・(ビー・ヴィー・ア イ)・リミテッド	バミューダHM11ハミルトン、バミュー ディアナ・ロード34	3,269	7.48
計	—	3,269	7.48

3 平成19年6月7日付で、野村証券株式会社およびその共同保有者より大量保有報告書が関東財務局に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	100	0.23
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St. Martin's- le Grand London EC1A 4NP, England	45	0.11
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2,369	5.43
計	—	2,515	5.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年5月20日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,200,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 42,486,100	424,861	同上
単元未満株式	普通株式 2,800	—	同上
発行済株式総数	43,689,400	—	—
総株主の議決権	—	424,861	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の「普通株式」には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数28個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年5月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳三丁目10番1号	1,200,500	—	1,200,500	2.75
計	—	1,200,500	—	1,200,500	2.75

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を付与する方法、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法236条、第238条および第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①平成12年8月3日の定時株主総会特別決議に基づく新株引受権の付与

旧商法第280条ノ19の規定に基づき、平成12年8月3日開催の第37回定時株主総会終結時に在任する取締役および使用人に対して付与することを同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年8月3日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役5、使用人49
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成14年8月8日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月8日開催の第39回定時株主総会終結時に在任する取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年8月8日
付与対象者の区分および人数(名)	取締役8、使用人30 (平成14年11月6日取締役会の決議によるもの) 使用人6 (平成15年2月21日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③平成15年8月8日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成15年8月8日開催の第40回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年8月8日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役7、使用人33 (平成15年12月18日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④平成16年8月6日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成16年8月6日開催の第41回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年8月6日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役8、使用人38 (平成16年10月6日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤平成17年8月5日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値増大へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプションの目的で、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年8月5日開催の第42回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年8月5日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役6、使用人45 （平成17年9月15日取締役会の決議によるもの） 使用人10 （平成18年4月26日取締役会の決議によるもの）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥平成18年8月10日の定時株主総会決議および平成18年10月11日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションを付与することを、平成18年8月10日開催の第43回定時株主総会および平成18年10月11日の取締役会において決議されたものであります。また、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役にストックオプションを付与することを、平成18年10月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年8月10日および平成18年10月11日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役6 （平成18年8月10日定時株主総会決議および 平成18年10月11日取締役会の決議によるもの） 使用人38、子会社取締役1 （平成18年10月11日取締役会の決議によるもの）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑦平成19年2月7日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社使用人の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社の使用人にストックオプションを付与することを、平成19年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年2月7日
付与対象者の区分および人数（名）	使用人3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧平成20年8月5日定時株主総会決議

当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役がストックオプションとして新株予約権を付与することが、平成20年8月5日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年8月5日
付与対象者の区分および人数（名）	取締役5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	116,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けたものが任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。

2 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

①当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

②新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(9) その他新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- ②上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号および第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年7月2日)での決議状況 (取得期間 平成20年7月3日～平成20年9月30日)	500,000	1,250,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	399,000	654,845,400
提出日現在の未行使割合(%)	20.2	47.6

(3)【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	317	797,796
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,200,519	—	1,599,519	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分に関しましては、健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、「中長期的な企業価値向上のための設備投資資金としての内部留保の確保」と「株主の皆様のご要望にお応えするための株主還元としての配当政策」をバランスさせながら、総合的に判断して実施していく方針を採っております。

上記方針に基づき、当期におきましては、次世代ビジネスモデルの基盤となる情報システムおよび物流網の整備等の大型設備投資を実施している時期であることから、引き続き、内部留保を優先させつつ、同時に株主へのご要望にもお応えするため、当社普通株式1株につき、前期に比べ4円増配の20円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、連結ベースでの配当性向は17.0%となりました。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、年1回としており、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、「取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)
平成20年8月5日 定時株主総会決議	849	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成16年5月	平成17年5月	平成18年5月	平成19年5月	平成20年5月
最高(円)	7,750 ※1 8,220	7,490	8,000 ※2 3,890	3,030	3,080
最低(円)	5,710 ※1 3,400	5,300	5,900 ※2 2,805	1,750	1,720

(注) 1 最高・最低株価は平成16年4月27日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は日本証券業協会におけるものであります。なお、第41期の事業年度別最高・最低株価のうち、※1印は日本証券業協会によるものであります。

2 平成17年11月20日をもって、普通株式1株を2株に分割いたしました。なお、第43期の事業年度別最高・最低株価のうち、※2印は分割後の金額であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年12月	平成20年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	3,080	3,060	2,650	2,275	2,165	2,500
最低(円)	2,455	2,505	2,170	1,720	1,755	1,984

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	岩田 彰一郎	昭和25年 8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 昭和62年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成9年3月 平成12年5月 平成14年11月 平成18年6月	ライオン油脂(株) (現ライオン(株)) 入社 プラス(株)入社 同社商品開発本部部長 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 当社代表取締役社長 (現任) 当社CEO (現任) (注) 4 ASKUL e-Pro Service(株)取締役 (現任) (株)資生堂取締役 (現任)	(注) 6	973
取締役	執行役員	今村 俊郎	昭和28年 3月28日生	昭和52年3月 平成7年11月 平成9年5月 平成11年8月 平成11年10月 平成14年7月 平成15年7月 平成16年8月 平成17年5月 平成17年8月 平成18年12月	プラス(株)入社 同社アスクル事業部課長 当社プランニング・ビジネス ゼネラルマネージャー 当社取締役 (現任) 当社コーポレートプランニング統括 当社ジェネラル・アフェアーズ室長 当社コーポレート・サービス室長 ASKUL e-Pro Service(株)取締役 ビジネススマート(株)取締役 (現任) 当社執行役員 (現任) 愛速客楽 (上海) 貿易有限公司董事 (現任)	(注) 6	107
取締役	CSO兼 執行役員	織茂 芳行	昭和27年 2月14日生	昭和50年4月 昭和62年7月 平成5年5月 平成9年5月 平成11年8月 平成13年6月 平成14年7月 平成16年5月 平成17年8月	(株)新潟鐵工所入社 プラス(株)入社 同社業務本部企画室室長 当社エフィシエント・カスタマー・ レスポンス ゼネラルマネージャー 当社取締役 (現任) 当社オフィスライフ・クリエーション 家具 ヴァイス・プレジデント 当社社長室室長 当社CSO (現任) (注) 5 当社執行役員 (現任)	(注) 6	105
取締役	—	中谷 巖	昭和17年 1月22日生	昭和48年6月 昭和59年4月 平成3年10月 平成11年6月 平成11年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成12年10月 平成13年9月 平成15年3月 平成17年6月 平成19年4月	ハーバード大学経済学博士号取得 同大学講師・研究員 大阪大学経済学部教授 一橋大学経済学部教授 ソニー(株)取締役 多摩大学経営情報学部教授 (株)三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサル ティング(株)) 理事長 (現任) J S A T(株)取締役 当社取締役 (現任) 多摩大学学長 (株)WDI 取締役 (現任) 富士火災海上保険(株)取締役 (現任) スカパー J S A T(株)取締役 (現任)	(注) 6	21
取締役	—	戸田 一雄	昭和16年 2月13日生	昭和39年4月 平成6年6月 平成8年6月 平成11年6月 平成15年6月 平成16年2月 平成18年6月 平成18年8月 平成19年7月 平成19年8月	松下電器産業(株)入社 同社取締役 電化事業担当 同社常務取締役 (代表取締役) 同社専務取締役 (代表取締役) 同社取締役副社長 (代表取締役) 松下電工(株)取締役 松下電器産業(株)顧問 当社監査役 学校法人文化学院常務理事校長 (現任) 当社取締役 (現任)	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		任期	所有株式数 (千株)	
監査役 常勤	—	小川 宏喜	昭和18年 3月4日生	昭和41年4月 昭和63年6月 平成2年8月 平成5年11月 平成6年8月 平成11年5月 平成15年8月	プラス㈱入社 埼玉プラス㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役 同社取締役情報機器事業本部長 デュプロ㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役教育環境事業本部長 当社常勤監査役(現任)	(注) 7	40	
監査役 常勤	—	小野 晋二	昭和17年 6月9日生	昭和41年4月 昭和60年8月 平成2年6月 平成3年11月 平成7年11月 平成11年6月 平成12年10月	プラス㈱入社 同社取締役 同社常務取締役製品事業本部長 同社常務取締役総務本部長 同社常務取締役マーケティング本部長 栃木プラス㈱代表取締役社長 当社常勤監査役(現任)	(注) 7	30	
監査役	—	安本 隆晴	昭和29年 3月10日生	平成4年4月 平成5年11月 平成13年8月 平成15年6月 平成19年4月	安本公認会計士事務所所長(現任) ㈱ファーストリテイリング監査役(現任) 当社監査役(現任) ㈱リンク・セオリー・ホールディングス監査役 (現任) 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授(現任)	(注) 8	2	
監査役	—	町田 幸雄	昭和17年 7月3日生	昭和44年4月 平成6年4月 平成8年4月 平成11年8月 平成12年12月 平成13年7月 平成14年6月 平成16年1月 平成16年12月 平成17年7月 平成17年9月 平成18年6月 平成18年7月 平成20年6月 平成20年8月	東京地方検察庁 検事任官 東京国税不服審判所所長 盛岡地方検察庁 検事正 法務省 入国管理局局長 最高検察庁 総務部長 最高検察庁 刑事部長 公安調査庁長官 仙台高等検察庁 検事長 最高検察庁 次長検事 検事退官 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事 務所)入所 三井化学㈱取締役(現任) 朝日生命保険相互会社監査役(現任) 双日㈱監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 8	—	
計								1,282

- (注) 1 取締役中谷巖、戸田一雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役小川宏喜、小野晋二、安本隆晴、町田幸雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、業務執行の迅速化と責任と権限の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名(取締役兼務を除く)で構成され、氏名・担当部門は以下のとおりです。
- 小河原 茂 ビジネスプラットフォーム企画開発、カスタマーソリューション
- 木村 美代子 Web事業推進、オフィス・ライフ・クリエーション、商品・調達&数値管理
- 青木 宏彰 戦略調達推進
- 内田 洋輔 SOLOEL事業推進、e-ビジネス
- 4 CEO : Chief Executive Officer 最高経営責任者
- 5 CSO : Chief Security Officer 最高セキュリティ責任者
- 6 平成20年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 7 平成19年8月8日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 8 平成20年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの目的としており、特に株主の皆様へのアカウンタビリティを高めるため、社外取締役、社外監査役による、執行ならびに経営のモニタリング体制の強化に努めてまいりました。また、当社は意思決定と業務執行の迅速化をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。今後も当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の視点から、各種リスクを未然に防止する社内体制システムを構築してまいります。

(1) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況等

① 会社の機関の内容等

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役は当有価証券報告書提出日現在5名で、うち2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされております。

監査役は当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、監査役は、毎月開催される定例の取締役会に参加し、積極的に意見を述べております。さらに、社内取締役、管理業務担当執行役員および常勤監査役で構成される経営会議において、定期的に常勤監査役へ職務執行状況を報告するとともに、意見交換を行っております。

なお、監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて内部監査部門、法務部門が適宜対応しております。

上記のほか、「執行役員会」「報酬委員会」「コンプライアンス委員会」および「情報開示委員会」を設けております。

執行役員会……………CEOおよび執行役員で構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております。

報酬委員会……………取締役会の諮問機関として社外取締役を中心に構成され、報酬制度の方針および取締役の個別報酬額案につき、審議、検討しております。

コンプライアンス委員会…取締役会の諮問機関として、社内取締役、社外監査役、管理部門ならびに内部監査部門の責任者で構成され、内部統制システム強化のための体制整備の審議・検討およびモニタリングを行っております。

情報開示委員会……………取締役会で任命された情報取扱責任者が委員長となり、IR部門、経理部門、財務部門、取締役会の事務局である法務部門、執行役員会事務局である経営管理部門に所属するメンバーで構成され、適切な開示により、経営の透明性を高めることを目的に開示の決定をしております。

② 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築してまいります。

取締役は、当社の企業理念に基づき、倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを制定し遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程等の諸規程を遵守し、適正に職務執行を行います。また、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、原則として、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにしております。当社は会計監査を担当する会計監査人としてあずさ監査法人と監査契約を結んでおります。また、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて助言と指導を受けられる体制を設けております。今後も、内部統制システムの整備と各種リスクの未然防止、早期発見および適切な対応に努め、経営の健全化に取り組んでまいります。

a. リスク管理体制について

組織横断的な全社に係るリスクに関して、責任者の取締役を定め、対応部門を設けて、統括的な管理・対応を行っております。また、与信、環境、情報セキュリティ、品質、コンプライアンス等に係るリスクについては、各担当部署にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行っております。

職務執行に係るリスク管理のモニタリングは、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点から定期的に監視を行っております。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき適切に記録し、保存および管理しております。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにしております。

c. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制について

企業理念に基づく倫理・行動規範を制定し、社内教育を行い全社にこれを徹底するとともに、コンプライアンス・マニュアル等によりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備しております。

使用人の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その執行の状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役ならびに監査役へ報告し、当該部門の改善を求めて、適正に職務執行を行います。

会社のモニタリング機能の一環としてホットライン（内部通報制度）を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築しております。当該ホットラインでは、社内相談窓口のほか、社外相談窓口を設けております。

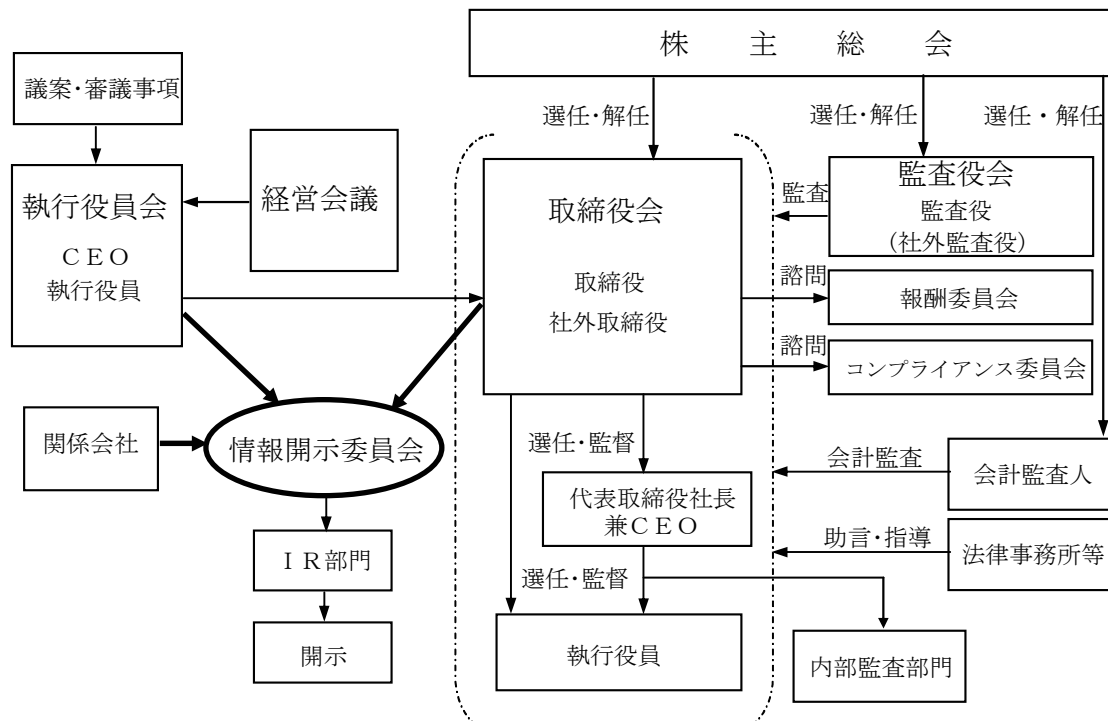
d. 企業集団における業務の適正を確保する体制について

当社の子会社は、当社の企業理念に基づく倫理・行動規範に従い、また当社のコンプライアンス・マニュアルによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行います。

子会社管理については、当社の関係会社管理規程に基づき経営管理部門が管轄し、その業務執行状況については、当社の内部監査部門が監査を行い業務の適正を確保しております。

当社と親会社との関係においては、親会社との役員兼務および従業員の出向関係はなく、当社独自の企業理念とブランドを持ち、独立経営を行っております。また、当社では、社外取締役、監査役による経営のモニタリング体制を強化することにより、牽制機能を確保しております。

<模式図>



e. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について

当社の倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めております。また、同行動規範については、常時社内のイントラネットに掲示し、教育・周知徹底を図っております。

③内部監査および監査役監査の状況

内部監査につきましては、責任者1名とスタッフ2名により構成されております。代表取締役社長直轄の独立した部署である内部監査が、コンプライアンスおよびリスク管理の観点から踏まえて各部門の業務遂行状況についての監査を行っております。内部監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を代表取締役社長承認の上、決定しております。決定した監査方針に基づき、重点監査目標設定と監査計画、スケジュールを立案し、監査業務の分担を行うと共に、被監査部門、監査項目、日程等を決定しております。

実施……決定した監査方針に基づき、関係部署の執行役員と統括部長を中心にヒアリングを行い職務、進捗状況の把握、承認申請書、契約書、取引記録などの書類の閲覧を行い監査を行っております。また、棚卸実地調査等の立会による監査も行っております。

報告等…内部監査実施後に、被監査部門毎の監査報告書を作成して、代表取締役社長および監査役へ提出しております。内部監査実施過程で把握した問題点は、その都度代表取締役および被監査部門に指摘し、当該部門に改善報告書の提出を求めています。また、監査法人の期中および期末監査時に内部監査報告サマリーにより情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

監査役につきましては、当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役のうち2名は常勤監査役であります。監査役監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を監査役会で協議の上、方針を決定しております。

実施……監査方針に基づき、主要な会議に出席するとともに、取締役・各部門執行役員を中心にヒアリングを行い監査を行っております。また、内部監査部門による往査および講習会に参加するとともに、監査法人による会計監査への立会い、棚卸実地調査等の立会い等の方法による監査も行っております。子会社に対しては、必要に応じて、その都度、事業の報告を求め、業務、財産の状況について把握しております。

報告等…期末監査終了後、監査法人から監査報告書を受領し意見交換を行い、監査報告書を作成して、代表取締役社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。期中監査の実施過程で把握した問題点は、その都度意見書・報告書を作成し、取締役および関連部署の執行役員等に提出して問題点の改善を求めています。また、内部監査部門および監査法人との緊密な連携を保つ為に定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

④会計監査の状況

当社は会計監査を担当する会計監査人としてあずさ監査法人と監査契約を結んでおります。

会計監査の状況

監査法人 : あずさ監査法人
業務を執行した公認会計士名 : 指定社員 業務執行社員 豊島 忠夫
指定社員 業務執行社員 山本 守
監査業務に係る補助者の構成 : 公認会計士2名 その他8名

⑤社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役大石佳能子は、株式会社メディヴァの代表取締役であり、同社はアスクルシステムの加盟エージェントとして当社と売買取引関係があります。なお、社外取締役大石佳能子は、平成19年8月8日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任いたしております。その他、該当事項はありません。

(2) 役員報酬

当事業年度における当社の取締役、社外取締役および社外監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

区分	人数	支給額
取締役	7名	152百万円
(うち社外取締役)	(4名)	(44百万円)
監査役	4名	33百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(33百万円)

- (注) 1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を27百万円支払っております。
- 2 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額5億円以内(ただし、使用人分給与を含まない)であります。
(平成12年8月3日 第37回定時株主総会決議)
- 3 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額8千万円以内であります。
(平成13年8月10日 第38回定時株主総会決議)
- 4 当社は監査役全員が社外監査役であります。
- 5 取締役戸田一雄は、第44回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数および支給額について監査役期間は監査役(社外監査役)に、取締役期間は取締役(社外取締役)に含めて記載しております。
- 6 第44回定時株主総会において取締役を退任いたしました大石佳能子の報酬につきましては、人数とともに取締役(社外取締役)に含めて記載しております。

(3) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	29百万円
上記以外の業務に基づく報酬	5百万円

上記以外の業務に基づく報酬の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務に対するものであります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第32条第2項に基づき、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。また、定款第42条第2項に基づき、社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。それぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

①社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

社外取締役の任期満了時に再度当社の社外取締役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこの限りではない。

②社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

社外監査役の任期満了時に再度当社の社外監査役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこの限りではない。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

①自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

②剰余金の配当等

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

③責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前連結会計年度（平成18年5月21日から平成19年5月20日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。（以下「財務諸表等規則」という。））に基づいて作成しております。

前事業年度（平成18年5月21日から平成19年5月20日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年5月21日から平成19年5月20日まで）の連結財務諸表および前事業年度（平成18年5月21日から平成19年5月20日まで）の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）の連結財務諸表および当事業年度（平成19年5月21日から平成20年5月20日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年5月20日)		当連結会計年度 (平成20年5月20日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金		16,725		19,594		
2 受取手形及び売掛金		24,153		26,112		
3 たな卸資産		8,826		10,055		
4 繰延税金資産		487		605		
5 その他		2,142		2,248		
貸倒引当金		△42		△67		
流動資産合計		52,293	78.1	58,548	79.2	
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物		2,431		2,517		
減価償却累計額		1,081	1,350	1,235	1,282	
(2) 機械装置及び運搬具		2,156		2,727		
減価償却累計額		136	2,020	290	2,436	
(3) 建設仮勘定			395		4	
(4) その他		2,675		2,867		
減価償却累計額		1,504	1,171	1,772	1,094	
有形固定資産合計			4,937		4,818	6.5
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			4,097		6,537	
(2) のれん			1,167		437	
(3) その他			1,717		710	
無形固定資産合計			6,982		7,685	10.4
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			10		2	
(2) 繰延税金資産			444		470	
(3) その他			2,597		2,548	
貸倒引当金			△277		△109	
投資その他の資産合計			2,773		2,910	3.9
固定資産合計			14,693		15,415	20.8
資産合計			66,987		73,963	100.0

		前連結会計年度 (平成19年5月20日)		当連結会計年度 (平成20年5月20日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※1	19,427		22,283	
2 未払金		3,254		3,558	
3 ファクタリング未払金		13,726		11,995	
4 未払法人税等		2,007		2,671	
5 未払消費税等		—		196	
6 販売推進引当金		388		526	
7 返品調整引当金		35		35	
8 その他		180		150	
流動負債合計		39,021	58.3	41,417	56.0
II 固定負債					
1 退職給付引当金		547		668	
2 その他		127		105	
固定負債合計		674	1.0	773	1.0
負債合計		39,695	59.3	42,190	57.0
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		3,504	5.2	3,535	4.8
2 資本剰余金		5,985	8.9	6,015	8.1
3 利益剰余金		20,384	30.4	24,692	33.4
4 自己株式		△2,650	△3.9	△2,651	△3.6
株主資本合計		27,223	40.6	31,592	42.7
II 評価・換算差額等					
1 繰延ヘッジ損益		1	0.0	5	0.0
2 為替換算調整勘定		△3	△0.0	△19	△0.0
評価・換算差額等合計		△1	△0.0	△13	△0.0
III 新株予約権					
新株予約権		69	0.1	193	0.3
純資産合計		27,291	40.7	31,772	43.0
負債純資産合計		66,987	100.0	73,963	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)		当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			176,254	100.0	189,686	100.0
II 売上原価			132,986	75.5	144,200	76.0
売上総利益			43,268	24.5	45,486	24.0
返品調整引当金戻入額			32	0.0	35	0.0
返品調整引当金繰入額			35	0.0	35	0.0
差引 売上総利益			43,265	24.5	45,486	24.0
III 販売費及び一般管理費	※1		34,952	19.8	35,757	18.9
営業利益			8,312	4.7	9,729	5.1
IV 営業外収益						
1 受取利息		4			46	
2 受取手数料		2			2	
3 賃貸料収入		79			20	
4 たな卸資産処分益		24			13	
5 その他		28	140	0.1	11	95
V 営業外費用						
1 支払利息		0			—	
2 支払手数料		10			3	
3 賃貸物件諸費用		37			2	
4 為替差損		—			6	
5 その他		0	48	0.0	1	14
経常利益			8,404	4.8	9,810	5.2
VI 特別利益						
1 法人事業税等還付金		1			—	
2 その他		0	1	0.0	—	—
VII 特別損失						
1 減損損失	※4	179			42	
2 プロジェクト中止損失	※5	53			—	
3 原状回復費用		56			25	
4 投資有価証券評価損		—			7	
5 のれん償却		—			583	
6 固定資産除却損	※2	27			71	
7 固定資産売却損	※3	6			2	
8 その他		8	331	0.2	10	743
税金等調整前当期純利益			8,074	4.6	9,066	4.8
法人税、住民税及び 事業税		3,720			4,223	
法人税等調整額		8	3,728	2.1	△144	4,079
当期純利益			4,345	2.5	4,987	2.6

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	16,518	△0	25,944
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	31	31	—	—	63
剰余金の配当	—	—	△479	—	△479
当期純利益	—	—	4,345	—	4,345
自己株式の取得	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	31	31	3,866	△2,650	1,279
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	20,384	△2,650	27,223

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	△0	—	25,944
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	63
剰余金の配当	—	—	—	—	△479
当期純利益	—	—	—	—	4,345
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	2	△3	△1	69	68
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2	△3	△1	69	1,347
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	△3	△1	69	27,291

当連結会計年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	20,384	△2,650	27,223
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	30	30	—	—	61
剰余金の配当	—	—	△679	—	△679
当期純利益	—	—	4,987	—	4,987
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	30	30	4,308	△0	4,368
平成20年5月20日残高 (百万円)	3,535	6,015	24,692	△2,651	31,592

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	△3	△1	69	27,291
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	61
剰余金の配当	—	—	—	—	△679
当期純利益	—	—	—	—	4,987
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3	△15	△12	123	111
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	3	△15	△12	123	4,480
平成20年5月20日残高 (百万円)	5	△19	△13	193	31,772

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		8,074	9,066
減価償却費		601	688
ソフトウェア償却額		1,269	1,501
長期前払費用償却額		162	123
のれん償却額		145	729
株式報酬費用		69	123
貸倒引当金の減少額		△55	△141
販売推進引当金の増減額		△237	138
返品調整引当金の増減額		3	△0
退職給付引当金の増加額		111	121
受取利息		△4	△46
支払利息		0	—
減損損失		179	42
投資有価証券評価損		—	7
固定資産除却損		27	71
固定資産売却損		6	2
売上債権の増加額		△2,162	△1,691
たな卸資産の増加額		△930	△1,229
未収入金の増加額		△203	△60
仕入債務の増加額		274	2,875
未払金の増加額		45	398
ファクタリング未払金の増減額		2,630	△1,731
未払消費税等の増減額		△128	206
その他		55	△21
小計		9,934	11,174
利息の受取額		4	46
利息の支払額		△0	—
法人税等の支払額		△3,734	△3,559
営業活動によるキャッシュ・フロー		6,205	7,660
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△3,018	△683
ソフトウェアの取得による支出		△3,390	△3,131
長期前払費用の支払による支出		△280	△144
差入保証金の支払による支出		△603	△224
差入保証金の返金による収入		102	29
その他		1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,189	△4,153
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		63	61
自己株式の取得による支出		△2,650	△0
配当金の支払額		△479	△679
財務活動によるキャッシュ・フロー		△3,066	△618
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△2	△20
V 現金及び現金同等物の増減額		△4,053	2,868
VI 現金及び現金同等物の期首残高		20,779	16,725
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	16,725	19,594

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽（上海）貿易有限公司 当連結会計年度において、愛速客楽（上海）貿易有限公司を新たに設立いたしました。	連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 ASKUL e-Pro Service株式会社 ビジネススマート株式会社 愛速客楽（上海）貿易有限公司
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、愛速客楽（上海）貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行っております。 なお、ASKUL e-Pro Service株式会社、ビジネススマート株式会社につきましては、連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ②デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法 ③たな卸資産 (a) 商品 移動平均法による原価法 (b) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 ①有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置及び運搬具 4～15年 その他 2～22年	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 ②デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左 ③たな卸資産 (a) 商品 同左 (b) 貯蔵品 同左 ①有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置及び運搬具 4～15年 その他 2～22年 (減価償却方法の変更) 改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当連結会計年度に完了したことから、当連結会計年度開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
(3)重要な引当金の計上基準	<p>②無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>③長期前払費用 定額法</p> <p>①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p> <p>③返品調整引当金 エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p> <p>④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>③長期前払費用 同左</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②販売推進引当金 同左</p> <p>③返品調整引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>④ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>④ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項	連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれんの償却に関する事項	のれんは、10年で均等償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前連結会計年度まで、有形固定資産の「その他」に含めていた「機械装置及び運搬具」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の有形固定資産の「その他」に含まれる「機械装置及び運搬具」は47百万円（取得価額106百万円、減価償却累計額58百万円）であります。</p> <p>前連結会計年度まで、流動負債の「未払金」に含めていた「ファクタリング未払金」は、当連結会計年度において、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未払金」に含まれる「ファクタリング未払金」は11,096百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度まで、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払金の増加額」に含めていた「ファクタリング未払金の増加額」は、当連結会計年度において、連結貸借対照表における「ファクタリング未払金」の表示方法を変更したことに伴い区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未払金の増加額」に含まれる「ファクタリング未払金の増加額」は5,410百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (平成20年 5月20日)
<p>※1 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: center;">支払手形 545百万円</p>	—————

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)																																																																																						
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>配送運賃</td><td style="text-align: right;">6,772百万円</td></tr> <tr><td>販売推進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">314</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">8,942</td></tr> <tr><td>業務外注費</td><td style="text-align: right;">3,023</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">137</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">4,226</td></tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>無形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">6百万円</td></tr> </table> <p>※4 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>大阪市 住之江区</td><td>大阪 センター</td><td>建物附属設備 機械装置等</td><td style="text-align: right;">118百万円</td></tr> <tr><td>仙台市 宮城野区</td><td>仙台 センター</td><td>建物附属設備 機械装置等</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな物流センターへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（179百万円）として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th></th><th>大阪センター</th><th>仙台センター</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">94百万円</td><td style="text-align: right;">14百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td style="text-align: right;">2百万円</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産 「その他」</td><td style="text-align: right;">3百万円</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: center;">-</td><td style="text-align: right;">12百万円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">18百万円</td><td style="text-align: right;">31百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※5 プロジェクト中止に伴い、損失処理した業務委託費用であります。</p>	配送運賃	6,772百万円	販売推進引当金繰入額	314	業務委託費	8,942	業務外注費	3,023	退職給付費用	137	地代家賃	4,226	建物及び構築物	0百万円	有形固定資産「その他」	1	ソフトウェア	16	無形固定資産「その他」	8	有形固定資産「その他」	6百万円	場所	用途	種類	減損損失	大阪市 住之江区	大阪 センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円	仙台市 宮城野区	仙台 センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円		大阪センター	仙台センター	建物及び構築物	94百万円	14百万円	機械装置及び 運搬具	2百万円	0百万円	有形固定資産 「その他」	3百万円	1百万円	ソフトウェア	-	12百万円	リース資産	18百万円	31百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>配送運賃</td><td style="text-align: right;">6,825百万円</td></tr> <tr><td>販売推進引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">526</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">8,454</td></tr> <tr><td>業務外注費</td><td style="text-align: right;">3,349</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">154</td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td style="text-align: right;">4,317</td></tr> </table> <p>※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">29</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td>無形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> </table> <p>※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> </table> <p>※4 減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都 江東区</td><td>個人向け ECサイト</td><td>有形固定資産 「その他」 ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">42百万円</td></tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（42百万円）を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。</p> <p>減損損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>有形固定資産「その他」</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">41百万円</td></tr> </table> <p>※5 _____</p>	配送運賃	6,825百万円	販売推進引当金繰入額	526	業務委託費	8,454	業務外注費	3,349	退職給付費用	154	地代家賃	4,317	建物及び構築物	3百万円	有形固定資産「その他」	29	ソフトウェア	19	無形固定資産「その他」	18	有形固定資産「その他」	2百万円	場所	用途	種類	減損損失	東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 「その他」 ソフトウェア	42百万円	有形固定資産「その他」	0百万円	ソフトウェア	41百万円
配送運賃	6,772百万円																																																																																						
販売推進引当金繰入額	314																																																																																						
業務委託費	8,942																																																																																						
業務外注費	3,023																																																																																						
退職給付費用	137																																																																																						
地代家賃	4,226																																																																																						
建物及び構築物	0百万円																																																																																						
有形固定資産「その他」	1																																																																																						
ソフトウェア	16																																																																																						
無形固定資産「その他」	8																																																																																						
有形固定資産「その他」	6百万円																																																																																						
場所	用途	種類	減損損失																																																																																				
大阪市 住之江区	大阪 センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円																																																																																				
仙台市 宮城野区	仙台 センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円																																																																																				
	大阪センター	仙台センター																																																																																					
建物及び構築物	94百万円	14百万円																																																																																					
機械装置及び 運搬具	2百万円	0百万円																																																																																					
有形固定資産 「その他」	3百万円	1百万円																																																																																					
ソフトウェア	-	12百万円																																																																																					
リース資産	18百万円	31百万円																																																																																					
配送運賃	6,825百万円																																																																																						
販売推進引当金繰入額	526																																																																																						
業務委託費	8,454																																																																																						
業務外注費	3,349																																																																																						
退職給付費用	154																																																																																						
地代家賃	4,317																																																																																						
建物及び構築物	3百万円																																																																																						
有形固定資産「その他」	29																																																																																						
ソフトウェア	19																																																																																						
無形固定資産「その他」	18																																																																																						
有形固定資産「その他」	2百万円																																																																																						
場所	用途	種類	減損損失																																																																																				
東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 「その他」 ソフトウェア	42百万円																																																																																				
有形固定資産「その他」	0百万円																																																																																						
ソフトウェア	41百万円																																																																																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度
(自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	43,605,000	45,000	—	43,650,000
合計	43,605,000	45,000	—	43,650,000
自己株式				
普通株式(注) 2	180	1,200,022	—	1,200,202
合計	180	1,200,022	—	1,200,202

(注) 1 発行済株式の当連結会計年度増加株式数は、新株予約権の行使による増加45,000株であります。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数の内訳は、自己株式の買受けによる増加が1,200,000株、単元未満株式の買取りによる増加が22株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	69

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成18年8月10開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	479百万円
(2) 1株当たり配当額	11円
(3) 基準日	平成18年5月20日
(4) 効力発生日	平成18年8月11日

4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成19年8月8日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	679百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	16円
(4) 基準日	平成19年5月20日
(5) 効力発生日	平成19年8月9日

当連結会計年度
(自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	43,650,000	39,400	—	43,689,400
合計	43,650,000	39,400	—	43,689,400
自己株式				
普通株式(注) 2	1,200,202	317	—	1,200,519
合計	1,200,202	317	—	1,200,519

(注) 1 発行済株式の当連結会計年度増加株式数は、新株予約権の行使による増加39,400株であります。

2 自己株式の当連結会計年度増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加が317株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高 (百万円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	193

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成19年8月8日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	679百万円
(2) 1株当たり配当額	16円
(3) 基準日	平成19年5月20日
(4) 効力発生日	平成19年8月9日

4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成20年8月5日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	849百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	20円
(4) 基準日	平成20年5月20日
(5) 効力発生日	平成20年8月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年 5月20日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年 5月20日現在)
現金及び預金勘定 16,725百万円	現金及び預金勘定 19,594百万円
現金及び現金同等物 16,725	現金及び現金同等物 19,594

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)																																													
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)																																													
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬具</td> <td>2,732</td> <td>2,013</td> <td>27</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 「その他」</td> <td>315</td> <td>121</td> <td>—</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>151</td> <td>96</td> <td>3</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,198</td> <td>2,231</td> <td>31</td> <td>935</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬具	2,732	2,013	27	690	有形固定資産 「その他」	315	121	—	194	ソフトウェア	151	96	3	50	合計	3,198	2,231	31	935	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 及び運搬具</td> <td>2,252</td> <td>1,897</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産 「その他」</td> <td>304</td> <td>149</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>81</td> <td>44</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,638</td> <td>2,091</td> <td>546</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)	機械装置 及び運搬具	2,252	1,897	355	有形固定資産 「その他」	304	149	154	ソフトウェア	81	44	37	合計	2,638	2,091	546
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)																																										
機械装置 及び運搬具	2,732	2,013	27	690																																										
有形固定資産 「その他」	315	121	—	194																																										
ソフトウェア	151	96	3	50																																										
合計	3,198	2,231	31	935																																										
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)																																											
機械装置 及び運搬具	2,252	1,897	355																																											
有形固定資産 「その他」	304	149	154																																											
ソフトウェア	81	44	37																																											
合計	2,638	2,091	546																																											
2 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高	2 未経過リース料期末残高相当額																																													
<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,018</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 31百万円</p>	1年内	432百万円	1年超	585	合計	1,018	<table> <tr> <td>1年内</td> <td>295百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>580</td> </tr> </table>	1年内	295百万円	1年超	284	合計	580																																	
1年内	432百万円																																													
1年超	585																																													
合計	1,018																																													
1年内	295百万円																																													
1年超	284																																													
合計	580																																													
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失	3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額																																													
<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>577百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>49</td> </tr> </table>	支払リース料	577百万円	リース資産減損勘定の取崩額	18	減価償却費相当額	548	支払利息相当額	23	減損損失	49	<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>433百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>17</td> </tr> </table>	支払リース料	433百万円	リース資産減損勘定の取崩額	31	減価償却費相当額	405	支払利息相当額	17																											
支払リース料	577百万円																																													
リース資産減損勘定の取崩額	18																																													
減価償却費相当額	548																																													
支払利息相当額	23																																													
減損損失	49																																													
支払リース料	433百万円																																													
リース資産減損勘定の取崩額	31																																													
減価償却費相当額	405																																													
支払利息相当額	17																																													
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																													
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																													
5 利息相当額の算定方法	5 利息相当額の算定方法																																													
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																													

(有価証券関係)

1 時価評価されていない主な有価証券の内容

内容	前連結会計年度（平成19年5月20日）	当連結会計年度（平成20年5月20日）
	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券		
非上場株式	10	2

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について7百万円の減損処理を行っております。

なお、当該株式の減損にあたっては、株式の実質価額が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合に減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>(3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建金銭債務の為替変動リスクを軽減し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段 ・ ・ ・ ・ ・ 為替予約</p> <p>③ヘッジ対象 ・ ・ ・ ・ ・ 外貨建仕入債務 および外貨建予定取引</p> <p>④ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額に基づき、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>⑤ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の為替リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1)取引の内容 同左</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p> <p>(3)取引の利用目的 同左</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段 同左</p> <p>③ヘッジ対象 同左</p> <p>④ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスク軽減を目的に、将来の輸入見込額等に基づき、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>⑤ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
<p>(5)取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内ルールに従い、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。 なお、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので注記の対象から除いております。</p>	<p>(5)取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (平成20年 5月20日)																																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社グループは、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成19年 5月20日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△553百万円</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務(1)+(2)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△553</td> </tr> <tr> <td>(4)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△547</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137百万円</td> </tr> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(4)過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>(5)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△0</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(5)過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">各連結会計年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	(1)退職給付債務	△553百万円	(2)年金資産	—	(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△553	(4)未認識数理計算上の差異	3	(5)未認識過去勤務債務	2	(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)	△547	退職給付費用	137百万円	(1)勤務費用	130	(2)利息費用	6	(3)期待運用収益	—	(4)過去勤務債務の費用処理額	1	(5)数理計算上の差異の費用処理額	△0	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.5%	(3)期待運用収益率	—	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)過去勤務債務の処理年数	3年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項 (平成20年 5月20日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△671百万円</td> </tr> <tr> <td>(2)年金資産</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務(1)+(2)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△671</td> </tr> <tr> <td>(4)未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>(5)未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△668</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">154百万円</td> </tr> <tr> <td>(1)勤務費用</td> <td style="text-align: right;">144</td> </tr> <tr> <td>(2)利息費用</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(4)過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>(5)数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1)退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(2)割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">5年</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">同左</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(5)過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">3年</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">同左</p>	(1)退職給付債務	△671百万円	(2)年金資産	—	(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△671	(4)未認識数理計算上の差異	2	(5)未認識過去勤務債務	1	(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)	△668	退職給付費用	154百万円	(1)勤務費用	144	(2)利息費用	8	(3)期待運用収益	—	(4)過去勤務債務の費用処理額	1	(5)数理計算上の差異の費用処理額	0	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	1.5%	(3)期待運用収益率	—	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)過去勤務債務の処理年数	3年
(1)退職給付債務	△553百万円																																																																				
(2)年金資産	—																																																																				
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△553																																																																				
(4)未認識数理計算上の差異	3																																																																				
(5)未認識過去勤務債務	2																																																																				
(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)	△547																																																																				
退職給付費用	137百万円																																																																				
(1)勤務費用	130																																																																				
(2)利息費用	6																																																																				
(3)期待運用収益	—																																																																				
(4)過去勤務債務の費用処理額	1																																																																				
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△0																																																																				
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
(2)割引率	1.5%																																																																				
(3)期待運用収益率	—																																																																				
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																				
(5)過去勤務債務の処理年数	3年																																																																				
(1)退職給付債務	△671百万円																																																																				
(2)年金資産	—																																																																				
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△671																																																																				
(4)未認識数理計算上の差異	2																																																																				
(5)未認識過去勤務債務	1																																																																				
(6)退職給付引当金(3)+(4)+(5)	△668																																																																				
退職給付費用	154百万円																																																																				
(1)勤務費用	144																																																																				
(2)利息費用	8																																																																				
(3)期待運用収益	—																																																																				
(4)過去勤務債務の費用処理額	1																																																																				
(5)数理計算上の差異の費用処理額	0																																																																				
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
(2)割引率	1.5%																																																																				
(3)期待運用収益率	—																																																																				
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																				
(5)過去勤務債務の処理年数	3年																																																																				

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)

1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

株式報酬費用 (販売費及び一般管理費) 69百万円

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 5月期	平成14年 5月期	平成15年 5月期	平成15年 5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 5名 使用人 49名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 20名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 30名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 6名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 277,000株	普通株式 243,000株	普通株式 220,000株	普通株式 20,000株
付与日	平成12年 8月 3日	平成13年 8月10日	平成14年11月 6日	平成15年 2月21日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成12年 8月 3日 平成14年 8月 3日	平成13年 8月10日 平成15年 8月10日	平成14年11月 6日 平成16年 8月 8日	平成15年 2月21日 平成16年 8月 8日
権利行使期間	平成14年 8月 4日 平成22年 7月31日	平成15年 8月11日 平成18年 7月31日	平成16年 8月 9日 平成21年 7月31日	平成16年 8月 9日 平成21年 7月31日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成16年 5月期	平成17年 5月期	平成18年 5月期	平成18年 5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 7名 使用人 33名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 38名 子会社取締役 1名	取締役 6名 使用人 45名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 10名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 240,000株	普通株式 223,000株	普通株式 34,000株
付与日	平成15年12月18日	平成16年10月 6日	平成17年 9月15日	平成18年 4月26日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成15年12月18日 平成17年 8月 8日	平成16年10月 6日 平成18年 8月 6日	平成17年 9月15日 平成19年 8月 5日	平成18年 4月26日 平成19年 8月 5日
権利行使期間	平成17年 8月 9日 平成22年 7月31日	平成18年 8月 7日 平成23年 7月31日	平成19年 8月 6日 平成24年 7月31日	平成19年 8月 6日 平成24年 7月31日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成19年5月期	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 6名 使用人 38名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 3名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 456,000株	普通株式 24,000株
付与日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成18年10月27日 平成20年10月11日	平成19年2月23日 平成21年2月7日
権利行使期間	平成20年10月12日 平成23年10月11日	平成21年2月8日 平成24年2月7日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。

3 権利行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- ②上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成14年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成13年8月10日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	8,200	57,400	247,400	2,000	415,600
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	23,000	22,000	—	—
失効	—	34,400	—	—	28,000
未行使残	8,200	—	225,400	2,000	387,600
	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成16年10月6日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	466,000	440,000	34,000	—	—
付与	—	—	—	456,000	24,000
失効	8,000	24,000	2,000	6,000	—
権利確定	458,000	—	—	—	—
未確定残	—	416,000	32,000	450,000	24,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	—	—	—	—	—
権利確定	458,000	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	20,000	—	—	—	—
未行使残	438,000	—	—	—	—

②単価情報

	平成13年5月期	平成14年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成13年8月10日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日
権利行使価格 (円)	32	1,272	1,545	1,761	2,701
権利行使時の平均株価 (円)	—	1,851	2,271	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—	—

	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成16年10月6日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利行使価格 (円)	3,559	3,530	3,324	2,333	2,535
権利行使時の平均株価 (円)	—	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	593	679

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②使用した主な基礎数値および見積方法

	平成18年10月27日	平成19年2月23日
株価変動性 (注) 1	40.15%	37.21%
予想残存期間 (注) 2	3.307年	3.304年
予想配当 (注) 3	11円/株	11円/株
無リスク利率 (注) 4	0.977%	1.008%

(注) 1 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。

2 過去のストック・オプションの行使状況から権利行使開始日から権利行使までの期間の平均値を見積もっております。

3 平成18年5月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

当連結会計年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

株式報酬費用（販売費及び一般管理費） 123百万円

2 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 5名 使用人 49名 子会社取締役 1名	取締役 8名 使用人 30名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 6名 子会社取締役 1名	取締役 7名 使用人 33名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 277,000株	普通株式 220,000株	普通株式 20,000株	普通株式 240,000株
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成12年8月3日 平成14年8月3日	平成14年11月6日 平成16年8月8日	平成15年2月21日 平成16年8月8日	平成15年12月18日 平成17年8月8日
権利行使期間	平成14年8月4日 平成22年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日	平成16年8月9日 平成21年7月31日	平成17年8月9日 平成22年7月31日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3
	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 8名 使用人 38名 子会社取締役 1名	取締役 6名 使用人 45名 子会社取締役 1名	取締役 1名 使用人 10名 子会社取締役 1名	取締役 6名 使用人 38名 子会社取締役 1名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 223,000株	普通株式 34,000株	普通株式 456,000株
付与日	平成16年10月6日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	平成16年10月6日 平成18年8月6日	平成17年9月15日 平成19年8月5日	平成18年4月26日 平成19年8月5日	平成18年10月27日 平成20年10月11日
権利行使期間	平成18年8月7日 平成23年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日	平成19年8月6日 平成24年7月31日	平成20年10月12日 平成23年10月11日
権利行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

	平成19年5月期
付与対象者の区分別人数	取締役 一名 使用人 3名 子会社取締役 一名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 24,000株
付与日	平成19年2月23日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	平成19年2月23日 平成21年2月7日
権利行使期間	平成21年2月8日 平成24年2月7日
権利行使条件	(注) 3

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 付与日以降、権利確定日（各権利行使期間の初日）まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。

3 権利行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- ②上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- ④その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	8,200	225,400	2,000	387,600	438,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	3,000	32,000	—	4,400	—
失効	—	10,000	—	22,000	26,000
未行使残	5,200	183,400	2,000	361,200	412,000

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末残	416,000	32,000	450,000	24,000
付与	—	—	—	—
失効	4,000	—	38,000	—
権利確定	412,000	32,000	—	—
未確定残	—	—	412,000	24,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末残	—	—	—	—
権利確定	412,000	32,000	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	18,000	4,000	—	—
未行使残	394,000	28,000	—	—

②単価情報

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日	平成16年10月6日
権利行使価格 (円)	32	1,545	1,761	2,701	3,559
権利行使時の平均株価 (円)	2,678	2,410	—	2,660	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—	—

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期
付与日	平成17年9月15日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年2月23日
権利行使価格 (円)	3,530	3,324	2,333	2,535
権利行使時の平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	593	679

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年5月20日)	当連結会計年度 (平成20年5月20日)																																																																				
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">36百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">143</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> <tr><td>販売推進引当金</td><td style="text-align: right;">158</td></tr> <tr><td>返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">92</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">487</td></tr> </table> ②固定資産 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">222百万円</td></tr> <tr><td>原状回復費否認</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">107</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">444</td></tr> </table> 繰延税金負債 ①流動負債 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td></tr> </table> 繰延税金資産(流動)の純額 487百万円 繰延税金資産(固定)の純額 444	商品評価損	36百万円	未払事業税	143	未払事業所税	42	販売推進引当金	158	返品調整引当金	14	その他	92	合計	487	退職給付引当金	222百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	8	貸倒引当金	107	その他	55	合計	444	繰延ヘッジ利益	0百万円	合計	0	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">43百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">202</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>販売推進引当金</td><td style="text-align: right;">214</td></tr> <tr><td>返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">72</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">607</td></tr> </table> ②固定資産 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">271百万円</td></tr> <tr><td>原状回復費否認</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">46</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">41</td></tr> <tr><td>子会社繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">57</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">58</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">527</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△57</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">470</td></tr> </table> 繰延税金負債 ①流動負債 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延ヘッジ利益</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2</td></tr> </table> 繰延税金資産(流動)の純額 605百万円 繰延税金資産(固定)の純額 470	商品評価損	43百万円	未払事業税	202	未払事業所税	52	販売推進引当金	214	返品調整引当金	14	貸倒引当金	8	その他	72	合計	607	退職給付引当金	271百万円	原状回復費否認	50	ソフトウェア	46	貸倒引当金	41	子会社繰越欠損金	57	その他	58	小計	527	評価性引当額	△57	合計	470	繰延ヘッジ利益	2百万円	合計	2
商品評価損	36百万円																																																																				
未払事業税	143																																																																				
未払事業所税	42																																																																				
販売推進引当金	158																																																																				
返品調整引当金	14																																																																				
その他	92																																																																				
合計	487																																																																				
退職給付引当金	222百万円																																																																				
原状回復費否認	50																																																																				
ソフトウェア	8																																																																				
貸倒引当金	107																																																																				
その他	55																																																																				
合計	444																																																																				
繰延ヘッジ利益	0百万円																																																																				
合計	0																																																																				
商品評価損	43百万円																																																																				
未払事業税	202																																																																				
未払事業所税	52																																																																				
販売推進引当金	214																																																																				
返品調整引当金	14																																																																				
貸倒引当金	8																																																																				
その他	72																																																																				
合計	607																																																																				
退職給付引当金	271百万円																																																																				
原状回復費否認	50																																																																				
ソフトウェア	46																																																																				
貸倒引当金	41																																																																				
子会社繰越欠損金	57																																																																				
その他	58																																																																				
小計	527																																																																				
評価性引当額	△57																																																																				
合計	470																																																																				
繰延ヘッジ利益	2百万円																																																																				
合計	2																																																																				
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>同族会社の留保金課税</td><td style="text-align: right;">5.54%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.16%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.14%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制による減税</td><td style="text-align: right;">△1.07%</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td style="text-align: right;">0.74%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.01%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.18%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		同族会社の留保金課税	5.54%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%	住民税均等割	0.14%	情報基盤強化税制による減税	△1.07%	のれん償却	0.74%	その他	△0.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.18%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>同族会社の留保金課税</td><td style="text-align: right;">4.25%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.18%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.18%</td></tr> <tr><td>情報基盤強化税制による減税</td><td style="text-align: right;">△2.68%</td></tr> <tr><td>のれん償却</td><td style="text-align: right;">3.27%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.90%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.99%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		同族会社の留保金課税	4.25%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%	住民税均等割	0.18%	情報基盤強化税制による減税	△2.68%	のれん償却	3.27%	その他	△0.90%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.99%																																
法定実効税率	40.69%																																																																				
(調整)																																																																					
同族会社の留保金課税	5.54%																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%																																																																				
住民税均等割	0.14%																																																																				
情報基盤強化税制による減税	△1.07%																																																																				
のれん償却	0.74%																																																																				
その他	△0.01%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.18%																																																																				
法定実効税率	40.69%																																																																				
(調整)																																																																					
同族会社の留保金課税	4.25%																																																																				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%																																																																				
住民税均等割	0.18%																																																																				
情報基盤強化税制による減税	△2.68%																																																																				
のれん償却	3.27%																																																																				
その他	△0.90%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.99%																																																																				

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年5月21日至平成19年5月20日)および当連結会計年度(自平成19年5月21日至平成20年5月20日)において、当社グループは、同一セグメントに属するオフィス関連商品の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）および当連結会計年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）において、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）において、海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）

1 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	プラス㈱	東京都港区	1,321	文具・事務用品・オフィス家具等の製造販売	(被所有) 直接 41.6 間接 3.0 [8.9]	なし	商品の仕入先	商品の仕入	10,399	支払手形及び買掛金	734

2 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員およびその近親者	大石佳能子	—	—	当社取締役 ㈱メディアヴァ 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	—	—	商品の売上他	113	受取手形及び売掛金	19
								運賃他	5	未収入金	0
役員およびその近親者	藤原美喜子	—	—	当社取締役 アドバンスト・ ビジネス・ダイ レクションズ㈱ 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	—	—	コンサルティングの委託	4	未払金	—

3 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	プラスロジスティクス㈱	東京都文京区	400	オフィス関連事業	なし	なし	商品の物流委託等	商品の物流等	10,337	未払金	821

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件および取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

3 議決権等の所有（被所有）割合の欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。

当連結会計年度（自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日）

1 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	プラス㈱	東京都 港区	1,321	文具・事務 用品・オフ イス家具等 の製造販売	(被所有) 直接 41.6 間接 3.0 [8.8]	なし	商品の 仕入先	商品の仕入	9,515	支払手形 及び 買掛金	779

2 役員および個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員およびその近 親者	大石 佳能子	—	—	当社取締役 ㈱メディヴァ 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	—	—	商品の売上 他	35	受取手形 及び売掛金	18
								運賃他	1	未収入金	0

3 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有） 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	プラスロ ジスティ クス㈱	東京都 文京区	400	オフィス 関連事業	なし	なし	商品の物 流委託等	商品の 物流等	11,028	未払金	978

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件および取引条件の決定方針等

上記各社との取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

3 議決権等の所有（被所有）割合の欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。

4 取締役大石佳能子は、平成19年 8月 8日に当社の取締役を退任しており、「2. 役員および個人主要株主等」については、平成19年 5月21日から平成19年 8月20日までの取引金額を、期末残高については平成19年 8月20日時点の残高を記載しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
1株当たり純資産額	641円28銭	743円23銭
1株当たり当期純利益	101円77銭	117円44銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	101円56銭	117円18銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	4,345	4,987
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,345	4,987
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,701	42,465
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	90	94
(うち新株予約権(千株))	(90)	(94)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 387,600株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 438,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 448,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 450,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 361,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 422,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
	<p>1 ストックオプション</p> <p>連結財務諸表提出会社は、平成20年8月5日開催の第45回定時株主総会において、連結財務諸表提出会社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 連結財務諸表提出会社普通株式116,000株 (上限)</p> <p>(2) 新株予約権の総数 1,160個 (上限)</p> <p>(3) 新株予約権の払込金額 無償</p> <p>(4) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。</p> <p>なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の権利行使期間 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または連結財務諸表提出会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② その他の権利行使条件については、連結財務諸表提出会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>(7) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡により取得するには、連結財務諸表提出会社取締役会の承認を要する。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)</p>
	<p>(8)新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する連結財務諸表提出会社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>2 会社法第165条第2項の規定に基づく自己株式の取得 連結財務諸表提出会社は、平成20年7月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしました。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため</p> <p>(2) 取得の内容</p> <p>①取得する株式の種類 連結財務諸表提出会社普通株式</p> <p>②取得する株式の総数 50万株 (上限) (発行済株式総数に占める割合1.18%)</p> <p>③株式の取得価額の総額 12.5億円 (上限)</p> <p>④取得する期間 平成20年7月3日から平成20年9月30日まで</p> <p>⑤取得する方法 信託方式による市場買付</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年5月20日)		当事業年度 (平成20年5月20日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金			15,966		18,897	
2 受取手形			18		33	
3 売掛金			24,355		26,306	
4 商品			8,706		9,841	
5 貯蔵品			114		188	
6 前渡金			13		3	
7 前払費用			355		467	
8 繰延税金資産			485		603	
9 未収入金			1,773		1,840	
10 その他			17		6	
貸倒引当金			△43		△69	
流動資産合計			51,764	77.1	58,117	78.4
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		2,405		2,491		
減価償却累計額		1,066	1,338	1,219	1,271	
(2) 構築物		26		26		
減価償却累計額		14	11	15	10	
(3) 機械装置		2,149		2,727		
減価償却累計額		131	2,017	290	2,436	
(4) 車両運搬具		6		—		
減価償却累計額		4	2	—	—	
(5) 工具器具備品		2,672		2,860		
減価償却累計額		1,502	1,169	1,771	1,089	
(6) 建設仮勘定			395		4	
有形固定資産合計			4,936	7.3	4,813	6.5

		前事業年度 (平成19年5月20日)		当事業年度 (平成20年5月20日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2 無形固定資産					
(1) 特許権		1		0	
(2) 商標権		6		5	
(3) ソフトウェア		4,097		6,536	
(4) ソフトウェア仮勘定		1,687		682	
(5) その他		22		22	
無形固定資産合計		5,814	8.7	7,246	9.8
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10		2	
(2) 関係会社株式		1,580		294	
(3) 関係会社出資金		253		253	
(4) 破産更生債権等		404		102	
(5) 長期前払費用		326		360	
(6) 繰延税金資産		444		986	
(7) 差入保証金		1,860		2,053	
貸倒引当金		△277		△93	
投資その他の資産合計		4,602	6.9	3,959	5.3
固定資産合計		15,352	22.9	16,019	21.6
資産合計		67,116	100.0	74,136	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年5月20日)		当事業年度 (平成20年5月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形	※1 ※2	1,587		892	
2 買掛金	※1	17,828		21,386	
3 未払金		3,264		3,555	
4 ファクタリング未払金		13,726		11,995	
5 未払費用		90		68	
6 未払法人税等		1,974		2,641	
7 未払消費税等		—		191	
8 前受金		6		—	
9 預り金		53		68	
10 販売推進引当金		388		526	
11 返品調整引当金		35		35	
12 その他		33		9	
流動負債合計		38,989	58.1	41,372	55.8
II 固定負債					
1 退職給付引当金		547		668	
2 受入保証金		127		105	
固定負債合計		674	1.0	773	1.0
負債合計		39,664	59.1	42,146	56.8

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年5月20日)		当事業年度 (平成20年5月20日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金			3,504	5.2	3,535	4.8
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		5,985			6,015	
資本剰余金合計			5,985	8.9	6,015	8.1
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		10			10	
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		20,531			24,881	
利益剰余金合計			20,542	30.6	24,892	33.6
4 自己株式			△2,650	△3.9	△2,651	△3.6
株主資本合計			27,381	40.8	31,791	42.9
II 評価・換算差額等						
1 繰延ヘッジ損益			1		5	
評価・換算差額等合計			1	0.0	5	0.0
III 新株予約権			69	0.1	193	0.3
純資産合計			27,452	40.9	31,990	43.2
負債純資産合計			67,116	100.0	74,136	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)		当事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)		
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
I 売上高			175,704	100.0	189,097	100.0
II 売上原価						
1 期首商品たな卸高		7,730			8,706	
2 当期商品仕入高	※2	134,047			145,383	
合計		141,777			154,090	
3 他勘定振替高	※1	84			70	
4 期末商品たな卸高		8,706	132,986	75.7	9,841	144,177
売上総利益			42,718	24.3		44,919
返品調整引当金戻入額			32	0.0		35
返品調整引当金繰入額			35	0.0		35
差引 売上総利益			42,714	24.3		44,920
III 販売費及び一般管理費	※3		34,386	19.6		35,034
営業利益			8,328	4.7		9,885
IV 営業外収益						
1 受取利息		4			44	
2 受取配当金	※2	29			—	
3 受取手数料		7			7	
4 賃貸料収入		80			21	
5 たな卸資産処分益		24			13	
6 その他		28	175	0.1	17	105
V 営業外費用						
1 支払利息		0			—	
2 支払手数料		10			3	
3 賃貸物件諸費用		37			2	
4 その他		0	48	0.0	0	5
経常利益			8,455	4.8		9,985
VI 特別利益						
1 法人事業税等還付金		1			—	
2 その他		0	1	0.0	—	—
VII 特別損失						
1 減損損失	※6	179			42	
2 プロジェクト中止損失	※7	53			—	
3 原状回復費用		56			25	
4 投資有価証券評価損		—			7	
5 関係会社株式評価損		—			1,285	
6 固定資産除却損	※4	27			71	
7 固定資産売却損	※5	6			2	
8 その他		8	331	0.2	10	1,445
税引前当期純利益			8,125	4.6		8,539
法人税、住民税 及び事業税		3,671			4,170	
法人税等調整額		6	3,677	2.1	△660	3,510
当期純利益			4,448	2.5		5,029

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年5月20日残高 (百万円)	3,473	5,953	10	16,562	16,573	△0	25,999
事業年度中の変動額							
新株の発行	31	31	—	—	—	—	63
剰余金の配当	—	—	—	△479	△479	—	△479
当期純利益	—	—	—	4,448	4,448	—	4,448
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△2,650	△2,650
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	31	31	—	3,968	3,968	△2,650	1,381
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	10	20,531	20,542	△2,650	27,381

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成18年5月20日残高 (百万円)	△0	—	25,999
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	63
剰余金の配当	—	—	△479
当期純利益	—	—	4,448
自己株式の取得	—	—	△2,650
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2	69	71
事業年度中の変動額合計 (百万円)	2	69	1,453
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	69	27,452

当事業年度（自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年5月20日残高 (百万円)	3,504	5,985	10	20,531	20,542	△2,650	27,381
事業年度中の変動額							
新株の発行	30	30	—	—	—	—	61
剰余金の配当	—	—	—	△679	△679	—	△679
当期純利益	—	—	—	5,029	5,029	—	5,029
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	30	30	—	4,349	4,349	△0	4,410
平成20年5月20日残高 (百万円)	3,535	6,015	10	24,881	24,892	△2,651	31,791

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益		
平成19年5月20日残高 (百万円)	1	69	27,452
事業年度中の変動額			
新株の発行	—	—	61
剰余金の配当	—	—	△679
当期純利益	—	—	5,029
自己株式の取得	—	—	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3	123	127
事業年度中の変動額合計 (百万円)	3	123	4,537
平成20年5月20日残高 (百万円)	5	193	31,990

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基準および評価方法	デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法	デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左
3 たな卸資産の評価基準および評価方法	(1) 商品 移動平均法による原価法 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	(1) 商品 同左 (2) 貯蔵品 同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）および大阪DMCの全ての有形固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置 5～15年 工具器具備品 2～22年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、建物（附属設備を除く）、大阪DMCの全ての有形固定資産および仙台DMCの機械装置については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～22年 機械装置 4～15年 工具器具備品 2～22年 (減価償却方法の変更) 改正法人税法に定める償却方法に対応した固定資産管理システムの構築が、当事業年度に完了したことから、当事業年度開始日以降に事業供与した有形固定資産については、改正法人税法に定める償却方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年5月20日以前に事業供与した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
5 引当金の計上基準	<p>(3)長期前払費用 定額法</p> <p>(1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)販売推進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売推進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当期の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p> <p>(3)返品調整引当金 エンドユーザーからの期末日以後の返品損失に備えるため、過去の実績を基礎として算出した売上総利益相当額および返品された商品の減価相当額をあわせて計上しております。</p> <p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、各事業年度の発生時における就業形態選択権付従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理することとしております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3)長期前払費用 同左</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)販売推進引当金 同左</p> <p>(3)返品調整引当金 同左</p> <p>(4)退職給付引当金 同左</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左
7 重要なヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務および外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込み額に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p>	<p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の輸入見込み額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当事業年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
	④ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ対象の為替リスクが軽減されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	④ヘッジ有効性の評価の方法 同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当事業年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
(貸借対照表関係) 前事業年度まで、流動負債の「未払金」に含めていた「ファクタリング未払金」は、当事業年度において、重要性が増したため区分掲記しております。なお、前事業年度の「未払金」に含まれる「ファクタリング未払金」は11,096百万円であります。	(貸借対照表関係) _____

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年5月20日)	当事業年度 (平成20年5月20日)
<p>※1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負債は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">支払手形及び買掛金 734百万円</p> <p>※2 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">支払手形 545百万円</p>	<p>※1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負債は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">支払手形及び買掛金 779百万円</p> <p>※2 _____</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当事業年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
<p>※1 他勘定振替高 販売費及び一般管理費への振替高であります。</p> <p>※2 各科目に含まれている関係会社に係るものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">当期商品仕入高 10,399百万円 受取配当金 29百万円</p> <p>※3 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">配送運賃 6,621百万円 販売推進引当金繰入額 314 給与手当 2,612 退職給付費用 136 業務外注費 3,006 業務委託費 8,979 地代家賃 4,226 ソフトウェア償却費 1,269 長期前払費用償却費 162 減価償却費 591</p> <p style="text-align: right;">販売費及び一般管理費のうち販売費の割合 約84%</p> <p>※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">建物 0百万円 工具器具備品 1 ソフトウェア 16 ソフトウェア仮勘定 8</p> <p>※5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">工具器具備品 6百万円</p>	<p>※1 他勘定振替高 販売費及び一般管理費への振替高であります。</p> <p>※2 各科目に含まれている関係会社に係るものは次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">当期商品仕入高 9,515百万円</p> <p>※3 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">配送運賃 6,652百万円 販売推進引当金繰入額 526 給与手当 2,960 退職給付費用 152 業務外注費 3,250 業務委託費 8,627 地代家賃 4,293 ソフトウェア償却費 1,500 長期前払費用償却費 123 減価償却費 686</p> <p style="text-align: right;">販売費及び一般管理費のうち販売費の割合 約85%</p> <p>※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">建物 3百万円 機械装置 0 工具器具備品 28 ソフトウェア 19 ソフトウェア仮勘定 18</p> <p>※5 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">工具器具備品 2百万円</p>

前事業年度
(自 平成18年5月21日
至 平成19年5月20日)

当事業年度
(自 平成19年5月21日
至 平成20年5月20日)

※6 減損損失の内訳は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
大阪市 住之江区	大阪 センター	建物附属設備 機械装置等	118百万円
仙台市 宮城野区	仙台 センター	建物附属設備 機械装置等	60百万円

当社は、物流センターごとに資産をグルーピングしており、上記資産グループは、新たな物流センターへの移管に伴い閉鎖するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（179百万円）として計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

	大阪センター	仙台センター
建物	61百万円	14百万円
構築物	33百万円	0百万円
機械装置	2百万円	0百万円
工具器具備品	3百万円	1百万円
ソフトウェア	—	12百万円
リース資産	18百万円	31百万円

※7 プロジェクト中止に伴い、損失処理した業務委託費用であります。

※6 減損損失の内訳は次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失
東京都 江東区	個人向け ECサイト	有形固定資産 「その他」 ソフトウェア	42百万円

当社グループは、物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、新個人向けECサイトの導入に伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（42百万円）を減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額を使用しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

有形固定資産「その他」	0百万円
ソフトウェア	41百万円

※7 _____

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度
(自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)

1 自己株式の種類および総数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	180	1,200,022	—	1,200,202
合計	180	1,200,022	—	1,200,202

(注) 当事業年度増加株式数の内訳は、自己株式の買受けによる増加が1,200,000株、単元未満株式の買取りによる増加が22株であります。

当事業年度
(自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)

1 自己株式の種類および総数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式 (注)	1,200,202	317	—	1,200,519
合計	1,200,202	317	—	1,200,519

(注) 当事業年度増加株式数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加が317株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)					当事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)					リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額					1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額				
	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)		取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)	
機械装置	2,628	1,987	27	613	機械装置	2,144	1,845	298	
車両運搬具	103	26	—	76	車両運搬具	107	51	56	
工具器具備品	315	121	—	194	工具器具備品	304	149	154	
ソフトウェア	151	96	3	50	ソフトウェア	81	44	37	
合計	3,198	2,231	31	935	合計	2,638	2,091	546	
2 未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高					2 未経過リース料期末残高相当額				
未経過リース料期末残高相当額					1 年内 295百万円				
1 年内 432百万円					1 年超 284				
1 年超 585					合計 580				
合計 1,018									
リース資産減損勘定期末残高 31百万円									
3 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失					3 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および支払利息相当額				
支払リース料 577百万円					支払リース料 433百万円				
リース資産減損勘定の取崩額 18					リース資産減損勘定の取崩額 31				
減価償却費相当額 548					減価償却費相当額 405				
支払利息相当額 23					支払利息相当額 17				
減損損失 49									
4 減価償却費相当額の算定方法					4 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					同左				
5 利息相当額の算定方法					5 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					同左				

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)および当事業年度(自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年 5月20日)	当事業年度 (平成20年 5月20日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 ①流動資産 繰延税金資産 商品評価損 36百万円 未払事業税 141 未払事業所税 42 販売推進引当金 158 返品調整引当金 14 その他 92 <u>合計 485</u> ②固定資産 繰延税金資産 退職給付引当金 222百万円 原状回復費否認 50 ソフトウェア 8 貸倒引当金 107 その他 55 <u>合計 444</u> 繰延税金負債 ①流動負債 繰延ヘッジ利益 0百万円 <u>合計 0</u> 繰延税金資産（流動）の純額 485百万円 繰延税金資産（固定）の純額 444	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 ①流動資産 繰延税金資産 商品評価損 43百万円 未払事業税 200 未払事業所税 52 販売推進引当金 214 返品調整引当金 14 貸倒引当金 8 その他 72 <u>合計 605</u> ②固定資産 繰延税金資産 退職給付引当金 271百万円 原状回復費否認 50 ソフトウェア 46 貸倒引当金 35 その他 581 <u>合計 986</u> 繰延税金負債 ①流動負債 繰延ヘッジ利益 2百万円 <u>合計 2</u> 繰延税金資産（流動）の純額 603百万円 繰延税金資産（固定）の純額 986
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 同族会社の留保金課税 5.50% 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.16% 住民税均等割 0.14% 情報基盤強化税制による減額 △1.06% その他 △0.17% <u>税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.26%</u>	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当事業年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
1株当たり純資産額	645円07銭	748円36銭
1株当たり当期純利益	104円18銭	118円42銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	103円95銭	118円16銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日)	当事業年度 (自 平成19年5月21日 至 平成20年5月20日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	4,448	5,029
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,448	5,029
普通株式の期中平均株式数(千株)	42,701	42,465
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	—	
普通株式増加数(千株)	90	94
(うち新株予約権(千株))	(90)	(94)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 387,600株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 438,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 448,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 450,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 361,200株 (平成16年8月6日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 422,000株 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 412,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年 5月21日 至 平成19年 5月20日)	当事業年度 (自 平成19年 5月21日 至 平成20年 5月20日)
	<p>1 ストックオプション</p> <p>当社は、平成20年 8月 5日開催の第45回定時株主総会において、当社取締役に対して、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式116,000株 (上限)</p> <p>(2)新株予約権の総数 1,160個 (上限)</p> <p>(3)新株予約権の払込金額 無償</p> <p>(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。</p> <p>なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(5)新株予約権の権利行使期間 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。</p> <p>(6)新株予約権の権利行使の条件</p> <p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>(7)新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。</p>

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,405	112	26	2,491	1,219	175	1,271
構築物	26	—	0	26	15	1	10
機械装置	2,149	578	0	2,727	290	159	2,436
車両運搬具	6	—	6	—	—	1	—
工具器具備品	2,672	302	114	2,860	1,771	349	1,089
			(0)				
建設仮勘定	395	4	395	4	—	—	4
有形固定資産計	7,656	997	542	8,110	3,297	686	4,813
			(0)				
無形固定資産							
特許権	3	—	—	3	2	0	0
商標権	8	—	—	8	3	0	5
ソフトウェア	8,294	4,001	224	12,071	5,535	1,500	6,536
			(41)				
ソフトウェア仮勘定	1,687	682	1,687	682	—	—	682
その他	22	0	—	22	—	—	22
無形固定資産計	10,016	4,683	1,911	12,788	5,541	1,502	7,246
			(41)				
長期前払費用	969	158	—	1,127	767	123	360
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	仙台DMC設備一式	6	百万円
機械装置	仙台DMC設備一式	501	
工具器具備品	仙台DMC設備一式	111	
ソフトウェア	間接材一括購買システム	2,468	
	個人向け購買サイト再構築	317	
	仙台DMC設備一式	307	
	非在庫システム	204	
ソフトウェア仮勘定	業務統合システム	354	
	間接材一括購買システム	244	

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	ポータル携帯サイト減損	41	
--------	-------------	----	--

3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	320	162	169	150	162
販売推進引当金	388	526	388	—	526
返品調整引当金 (注)	35	35	—	35	35

(注) 貸倒引当金および返品調整引当金の、「当期減少額 (その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	0
預金の種類	
当座預金	3,456
普通預金	15,432
外貨預金	7
別段預金	1
小計	18,896
合計	18,897

b 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社遠兵	18
株式会社丸吉	12
みのや文具・事務機店	1
メディアシティ株式会社	0
合計	33

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成20年6月	20
7月	5
8月	0
9月	7
合計	33

c 売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社清和ビジネス	1,327
株式会社黒田生々堂	885
株式会社有隣堂	854
株式会社イーエスシー	620
ビジネススマート株式会社	548
その他	22,069
合計	26,306

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
24,355	198,125	196,174	26,306	88.2	46.7

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

d 商品

品目	金額（百万円）
OA・PC用品	4,469
事務用品	2,227
オフィス生活用品	1,237
オフィス家具	1,497
その他	409
合計	9,841

e 貯蔵品

品目	金額（百万円）
カタログ	149
その他	39
合計	188

② 流動負債

a 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
シヤチハタ株式会社	430
日本サニパック株式会社	205
サンナップ株式会社	133
酒井化学工業株式会社	47
株式会社エー・アンド・デイ	11
その他	64
合計	892

期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成20年6月	190
7月	241
8月	229
9月	232
合計	892

b 買掛金

相手先	金額（百万円）
丸紅株式会社	3,106
ロック・フィールド・コーポレーション	2,983
VC J コーポレーション株式会社	1,150
プラス株式会社	771
キャノンマーケティングジャパン株式会社	637
その他	12,736
合計	21,386

c ファクタリング未払金

区分	金額（百万円）
三菱UFJファクター株式会社	11,995
合計	11,995

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月21日から5月20日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	5月20日
株券の種類	100株券 1,000株券 10,000株券
剰余金の配当の基準日	5月20日、11月20日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券一枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告制度とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://ir.askul.co.jp/PN/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主（実質株主を含む。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第44期） 自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日
平成19年8月9日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

（第45期中） 自 平成19年5月21日 至 平成19年11月20日
平成20年2月8日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年3月25日関東財務局長に提出
事業年度（第44期） 自 平成18年5月21日 至 平成19年5月20日
平成19年8月9日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年8月9日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成18年5月21日から平成19年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成19年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成20年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得に関する取締役会決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年8月9日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平井 清 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成18年5月21日から平成19年5月20日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成19年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月6日

アスクル株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成19年5月21日から平成20年5月20日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成20年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は自己株式の取得に関する取締役会決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。